

アートの会計・税務に困ったら ひらく本

Accounting / tax
for arts and culture
Q&A Book

芸術文化創造活動の担い手のための
会計・税務講座 Q & A 63選

監修・執筆

公認会計士山内真理事務所
株式会社THNKアドバイザリー

本書について

芸術文化の活動を継続していく上で、会計・税務の知識や実務能力は欠かせないものですが、苦手意識を持つ芸術文化関係者は多く、会計・税務を学ぶ機会を要望する声が以前より寄せられていました。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大以降、その影響を被った芸術団体等を支援する新たな助成制度が設けられ、多くの芸術文化関係者がこれらを利用するようになったことで、会計・税務の実務能力の強化が喫緊の課題であることが浮き彫りになりました。

アーツカウンシル東京では、2014年度より人材育成事業「アーツアカデミー」を実施していますが、このような状況をふまえ、2021年度より「アーツアカデミー」の新たな事業として「芸術文化創造活動の担い手のための会計・税務講座」を立ち上げ、オンラインで開催しました。文化事業に関する会計・税務業務の実績豊富な公認会計士・税理士の山内真理先生に企画監修と講義のご協力をいただき、アーティストやフリーランスの制作者といった〈個人〉と、法人格等の特性の異なる4種の〈団体〉向けの計5コースの講座を開催しました。キャリアに応じた活動基盤の強化や活動継続のヒントまで、網羅的に学べる機会として、約600名が受講し大きな反響がありました。講座を通じて、芸術文化に関わる多くの方々が抱えている率直で具体的な質問が300件以上寄せられ、受講者の熱意や切実さが伝わってまいりました。

本書は、この会計・税務講座を通じて得られた貴重な質問内容と、これに対する講師の解説やヒントを多くの人々と共有し、活用していただきたいと編集したものです。受講者個々の悩みや事情に関係したさまざまな質問をもとに、多くの芸術文化関係者に共通する疑問及び会計・税務の基本となるトピックで章立てし、さらに知識を補足するコラムや新制度についての書き下ろし解説も大幅に加えました。ページをめくってご自身の活動の参考になる事例を見つけていただいたり、会計・税務を体系的に理解するために役立てていただければ幸いです。

最後になりましたが、本書発行にあたりご尽力くださった多くの関係者の皆さまに心より感謝申し上げます。

公益財団法人東京都歴史文化財団

アーツカウンシル東京

アーツカウンシル東京とは

世界的な芸術文化都市東京として、芸術文化の創造・発信を推進し、東京の魅力を高める多様な事業を展開しています。新たな芸術文化創造の基盤整備をはじめ、東京の独自性・多様性を追求したプログラムの展開、多様な芸術文化活動を支える人材の育成や国際的な芸術文化交流の推進等に取り組めます。

本書発行時に掲載していた7章（気を付けたい新制度）については、法令の施行によって内容が合致しなくなったため削除することとしました。

はじめに

本書は、芸術文化活動に携わる方々に向けて、会計や税金面での実務上のお悩みをほどく目的で制作されたものです。

芸術文化に携わる活動においては、事業の収入の他、公的な補助金・助成金、企業からの協賛金や個人からの寄附金、会員からの会費等、その収入源には実にさまざまなものがあります。また、活動内容は多岐に渡り、法的形態も、個人や株式会社、合同会社、各種非営利法人の他、法人格を持たない任意団体等、さまざまな性質を有するものが含まれます。

そうした法的形態の違いにより、適用される会計・税務のルールが異なるため、各当事者にとって遵守すべきルールがどのようなものかの知識を得ることにハードルを感じやすくなったり、活動形態をシフトしていく際にも、適用ルールの理解困難さが不安要素になることが少なからずあるのではないのでしょうか。

弊所はこれまで10年以上芸術文化団体等の会計税務面のサポートを行う中で、各運営者の実務において必要となる会計・税務知識が圧倒的に不足している状況や、それらがときに芸術文化団体の運営の足枷になる場面を数多く見てきました。

各芸術文化の担い手が正しい会計・税務の知識を持って運営にあたることは、当事者が関わる芸術文化活動の持続的発展だけでなく、業界全体の持続的発展にも寄与するものだと思います。

そこで本書では、個人、営利法人（株式会社、合同会社）、一般社団法人、NPO法人、任意団体といった各種活動形態ごとに、会計・税務ルールに関する理解が進むよう、会計・税務に纏わるFAQを取り上げ、具体的に解説していきます。ご自身に関連しそうな箇所だけをかいつまんで読んでいただくのもいいですし、活動形態別の違いを比較しながらお読みいただいても構いません。各章は独立的に構成されていますので、どのパートからお読みいただくこともできます。

ぜひ本書を日々の会計・税務面のお悩み解消にお役立ていただければ幸いです。

公認会計士山内真理事務所／株式会社THNKアドバイザー

公認会計士・税理士 山内真理

目次

本書はこんな方におすすめです

- ・ 芸術文化団体を運営する上で、必要な会計知識を整理・習得したい方
- ・ 芸術文化団体の活動の持続可能性追求やガバナンス向上を行いたい方
- ・ 事業の発展に応じて起こりうる課題とその対処のイメージを持ちたい方
- ・ これからの社会の変化に耐えうる、事業・組織変革を検討されたい方

Accounting / tax
for arts and culture
Q&A Book

会計・税務のことを知るには、まず「あなたの活動が個人なのか、団体なのか」、「団体の場合はどんな法人格か」から考えてみましょう。なぜなら会計・税務は、団体の法人格ごとに適用されるルールや考え方が異なるからです。あなたはフリーランスで活動していますか？それとも団体に所属していますか？団体の場合は、NPO法人や一般社団法人、株式会社等、どんな法人格にあたるでしょうか？

本書では個人や法人別等活動形態ごとに章を分け、現場の悩みや疑問に税理士が答えるQ&A形式で解説しています。まずは自分の活動形態と同じ章を開いてみてください。各法人の解説も各章の冒頭に詳しく掲載しています。また、63の問いのなかから、気になるものを読んでみるのもおすすめです。内容が横断する場合は、参考になりそうなQ&Aもご案内しています。

本書について003

はじめに005

1章 個人事業主（フリーランス）のQ&A

013

Q.01 フリーランスになったらどんな手続きが必要?.....016

Q.02 確定申告ってなんですか?.....017

Q.03 「青色申告」と「白色申告」の違いは?.....018

Q.04 「青色申告」に移行する目安はありますか?.....020

Q.05 10万円以上の楽器を買ったときの経理処理は?.....021

Q.06 バイトをしながら俳優をしている場合、確定申告は?.....022

Q.07 「収入」「費用」「所得」の違いは?.....023

Q.08 確定申告に必要な資料とはなんですか?.....024

Q.09 俳優として計上できる「経費」は?.....025

Q.10 自宅の一室をアトリエにしている場合、家賃は経費になる?.....026

Q.11 個人事業主間での支払いに、源泉徴収は必要?.....027

Q.12 交通費を含めた謝金は、売上に計上していい?.....028

Q.13 助成金・補助金はどう確定申告すればいいですか?.....029

コラム フリーランスの法人化は必要?「法人成り」を考える030

2章 NPO法人のQ&A

033

Q.14 NPOは活動で利益を出してよいのでしょうか?.....036

Q.15 NPO法人は非営利なので法人税はかかりませんよね?.....037

Q.16 NPO法人の税制上のメリット・デメリットは?.....039

Q.17 どのような事業が「法人税法上の収益事業」に該当しますか?.....040

Q.18 「特掲34業種」のなかで、課税されない事業はありますか?.....041

Q.19 収益事業をしているかどうかで税金に違いはありますか?.....043

Q.20 新たに「法人税法上の収益事業」を始める場合の手続きは?.....045

Q.21 複数の事業を実施している場合、会計処理の注意点は?.....046

Q.22 NPO法人の理事・監事への給与支払いでの注意点は?.....047

Q.23 NPO法人も消費税は課税されますか?.....048

Q.24 助成金・補助金を受けた場合、法人税の計算はどうなりますか?.....052

コラム 「営利」「非営利」はどう違う?よくある誤解と考え方054

3章 一般社団法人のQ&A

057

Q.25 一般社団法人にはどんな種類がありますか?.....060

Q.26 一般社団法人でも利益を出してよいのでしょうか?.....060

Q.27 非営利型法人に必要な条件は?.....061

Q.28 非営利型で「収益事業」にあたるケースは?.....062

Q.29 会報誌の売上に法人税は課税されますか?.....063

Q.30 複数事業を行っている場合の会計処理で注意すべき点は?.....063

Q.31 助成金・補助金を受けた場合、法人税の計算はどうなりますか?.....064

Q.32 一般社団法人の理事・監事への給与支払いでの注意点は?.....064

Q.33 「みなし事業年度」とはなんですか?.....065

Q.34 収益事業を行っていない場合は税務申告は不要?.....066

Q.35 一般社団法人の消費税計算のポイントは?.....067

コラム 非営利法人が事業年度の途中で新たに収益事業を開始するには?.....068

4章

任意団体のQ&A

071

Q.36 「任意団体」とはなんですか？	073
Q.37 任意団体も課税されますか？	074
Q.38 「人格のない社団等」と「民法上の組合」の判別方法は？	075

民法上の組合

Q.39 個人の共同事業形態（民法上の組合）における税務上の注意点は？	077
Q.40 構成員である個人はいつ確定申告すればいい？	079
Q.41 「民法上の組合」でも消費税の申告は必要ですか？	081
Q.42 団体として赤字でも確定申告は必要ですか？	082

人格のない社団等

Q.43 「人格のない社団等」は全事業に課税されますか？	082
Q.44 「法人税法上の収益事業」とはなんですか？	083
Q.45 事業が赤字でも課税対象ですか？	084
Q.46 「人格のない社団等」の消費税計算は特殊？	084
Q.47 「人格のない社団等」の助成金・補助金の取り扱い？	085

コラム 任意団体を法人化するときの検討ポイント	086
-------------------------	-----

5章

営利法人(株式会社・合同会社等)のQ&A

089

Q.48 株式会社と合同会社のそれぞれの特徴は？	092
Q.49 役員へ報酬を支払う際の注意点は？	094
Q.50 同業者の夫婦で法人化するメリットは？	096
Q.51 出張手当を支給すると、どんな良い点がありますか？	098
Q.52 固定資産を購入するときに気をつけることは？	099
Q.53 「社宅」にはどんな税務上のメリットがありますか？	100
Q.54 「共済」はどういったものがありますか？	101

コラム 会計事務所を探す・選ぶコツ	103
-------------------	-----

6章

支払いについてのQ&A

105

Q.55 法人から個人事業主に報酬を払う場合に気をつけることは？	107
Q.56 個人に依頼したウェブサイト制作の源泉徴収はどうするべき？	108
Q.57 源泉所得税の基準にすべき金額は消費税込？ 税抜？	109
Q.58 「旅費」「謝金」「お車代」等の源泉徴収の取扱いは？	110
Q.59 来日したアーティストに報酬を支払う場合の注意点は？	111
Q.60 国外からオンライン出演してもらう場合、源泉徴収は必要？	112
Q.61 運営スタッフへの支払いは「給与」？ それとも「報酬」？	113
Q.62 スタッフへの支払いに源泉徴収は必要？	114
Q.63 日払いアルバイトの経理処理はどうすればいい？	115

資料

117

法人税法施行令第5条に規定する収益事業の範囲（特掲34業種）	118
困ったときの資料・窓口一覧	120
索引	122

おわりに	124
監修者プロフィール	126

1章

個人事業主のQ&A

Accounting / tax
for arts and culture
Q&A Book

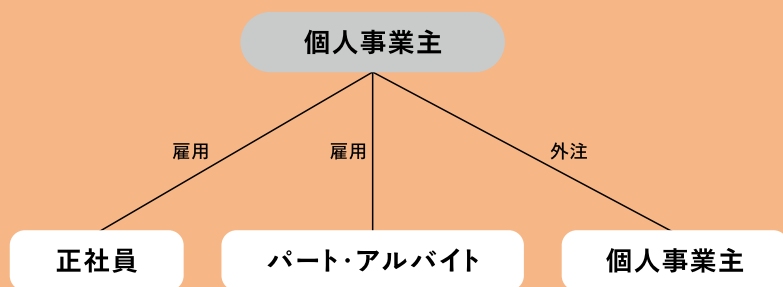
個人事業主／個人

個人事業主は法人ではなく、個人として仕事を受けて報酬をもらうフリーランス全般を指します。法人を設立させなくても事業を行うことができるシンプルな形態ではありますが、事業者として確定申告や納税が必要となる場合は対応しなくてはなりません。

また、企業に勤務されている等の被雇用者の方でも副業として個人で仕事を受けて報酬を受け取っている場合は、個人事業主ではないものの確定申告が必要な場合があります。

一般的な組織構成

個人事業主は活動を行うにあたって、ひとりで完結することも多いかと思います。ただし個人事業主であっても、正社員・パート・アルバイト等の従業員を雇用したり、他の個人事業主に仕事を外注する等、組織的に活動することは可能です。



会計・税務と組織運営上のポイント

- ・仕事（事業）のお金と生活のお金を分けて管理する必要がある
- ・個人事業主は自分自身に給与を支払うことはできない代わりに、事業で稼いだ利益が可処分所得となる
- ・ある程度の規模までは、所得税の確定申告を税理士に依頼せずに自分自身で行える
- ・事業用とプライベート用の両方の用途がある支出（家事関連費）のうち事業に関連する部分は経費化が可能

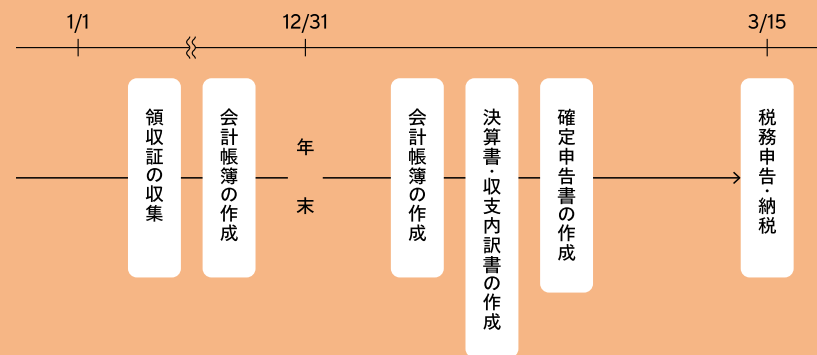
会計の拠り処となるルール

所得税法

個人における会計ルールは原則所得税法に規定された法令に従って、簿記により帳簿を作成し、収支内訳書や決算書を作成します。収支内訳書や決算書で計算された所得に基づいて税金を計算します。

決算スケジュールの例

法人は決算年度の開始月と終了月を自由に選択可能ですが、個人の場合は必ず1月1日スタート、12月31日終了の暦に従って計算をします。翌年の3月15日が確定申告の期限です。



POINT 所得税の所得の種類

所得税はその所得の性質によって、所得の種類が区分され、各々の所得で計算のルールが異なります。個人事業主の所得は「事業所得」という所得の種類となります。一方で、会社員やパート・アルバイトの方が副業で得た所得は、「雑所得」という所得の種類となります。主な取り扱いの違いは下記の通りです。

- ・個人事業主の所得＝事業所得→青色申告が可能、赤字は他の所得と相殺できる
- ・副業の所得＝雑所得→青色申告不可能、赤字は他の所得と相殺できない



フリーランスになったらどんな手続きが必要？

勤めていた制作会社を辞め、フリーのアートマネージャーとして活動することにしました。芸術祭のコーディネート業務やワークショップ運営等の業務を個人で受託する予定です。フリーとして独立する際に必要な手続きはありますか？

[アートマネージャー Aさん]



フリーランス（個人事業主）として開業したら、まずは届出を。

フリーランスとして独立したときには、まず最初に届出書を出す必要があります。

開業届出書

必ず提出するのは「開業届出書」です。税務署に、個人事業主として開業した旨を報告するための届出書です。事業を開始してからひと月以内に提出しなければならない届出書で、後々遅れて提出してもペナルティはありません。ですので、すでにフリーランスとして独立して開業届を出していない人は、後からでも出してください。

個人事業主として開業し個人で活動していることを証明するときに、この開業届出書が必要になってきます。例えば、補助金や助成金の申請や、物件を借りるとき等にも、フリーランスで活動していることを証明する書類として、開業届出書を求められることもあります。確定申告を毎年していれば、「確定申告書の控え」というのもフリーランスの立場を証明する書類のひとつになりますが、独立したてで確定申告をしたことのない段階では証明手段が限られてしまいます。そこで開業届出書の控えを必ず手元に用意しておくことは、そうした証明手段にもなると思います。

青色申告承認申請書

もう一点、「青色申告承認申請書」は、確定申告の際に事業所得を青色申告で申告したい場合に提出します。この申請書を提出して承認を受けると、青色申告の特典としてさまざまな税制上のメリットを受けられます。メリットを受けるためには、簿記のルールで記帳された会計帳簿を揃える等の複数の要件がありますが、それらを満たせる人に関しては、青色申告承認申請書も一緒に出して、青色申告の特典を受けることをおすすめします。青色申告については、**Q.03**を参照ください。

こちらは青色申告書による申告をしようとする年の3月15日まで[※]が提出期限となっていますので、ご注意ください。

[※]その年の1月16日以後、新たに事業を開始した場合には、その事業開始等の日から2月以内。



確定申告ってなんですか？

今年初めてアーティストとして収入が発生しました。「確定申告」が必要だと聞いたのですが、それってなんですか？

[ダンサー Kさん]



自身の1年間の所得（＝収入－経費）を計算し、税金の申告をする手続きです。

確定申告とは1年間分の所得税の計算と申告をするための手続きのことを言います。書類の各項目にさまざまな数字を埋めていき、税金を計算します。なお、「所得」とは「収入」から「経費」の金額を差し引いた金額のことです。確定申告は毎年暦年で1月1日から12月31日までの所得と所得税を計算して、翌年の3月15日までに申告と納税をします。

■ どんな場合に確定申告が必要？

例えば、作品が売れた、出演料をもらった、講師料をもらった、印税をもらった、舞台を主催した、イベントを行った等、さまざまな個人活動があるかと思います。そこで収入をもらった、基本的には確定申告が必要です。ただし収入があっても、経費がその収入の金額を超える（＝所得がない）場合等、必ずしも確定申告をしなければならないとは限りません。ただし、その場合でも確定申告をすることは可能です。

■ 確定申告の流れ

まずは領収証や取引先が発行した請求書、自分が提出した売上の請求書の控え等の「証拠書類」を集めます。その後にそれを帳簿に集計します。その帳簿から「白色申告」か「青色申告」かに応じて、白色申告では「収支内訳書」、青色申告では「青色申告決算書」へと転記します。「収支内訳書」や「青色申告決算書」は、売上や各経費の金額を項目ごとに集計して、売上の集計額から経費の集計額を引いて所得を計算する仕組みになっています。そこで計算した所得の金額を確定申告書へ転記して、税金を計算するという流れです。

Q 「青色申告」と「白色申告」の違いは？

確定申告には「青色申告」と「白色申告」の2種類があると聞きました。
どのような違いがありますか？

〔演劇制作者 Sさん〕

A 白色申告は記帳が簡便、 青色申告は記帳が複雑だが特典あり。

確定申告には帳簿の記帳方式が簡便な白色申告と、比較的複雑な青色申告の2種類があり、青色申告を行うと、さまざまな税制の特典を受けることができます。

■ 青色申告には「特別控除」がある

青色申告のうち特別控除（65万円控除・55万円控除）を受ける場合は、複式簿記のルールを厳格に守って記帳をしていく必要があります。

事業所得を含む「所得」は、収入から経費を引いて計算されます。その計算のときに、事業所得の金額から55万円を差し引いてもよいという「特別控除」があります。特に55万円分の支出をしなくても、55万円分を経費として差し引ける（＝所得が減る）ので税金が安くなります。

さらに、次のいずれかの場合には控除額が10万円増加して65万円の控除となります。

● 電子申告（e-tax）で確定申告をした場合

e-taxの番号を取得することで自宅や事務所からインターネットで直接確定申告ができるようになります。さらに税額自体も少なくすることができます。

ただし、前述の控除を受けるには複式簿記のルールに則って記帳する必要があり、そうでない場合は10万円の控除になります。また、55万円控除もしくは65万円控除は確定申告の期限内に申告をした場合にのみ適用があります。なので先ほどの要件のいずれかを満たしていても期限内に申告が間に合わなかったときは10万円の控除になってしまうことに注意してください。なお、所得が55万円や65万円に満たないときは所得が0になるまで控除できます。

■ 「資産」購入後の経費処理方法に違い

また、白色申告と青色申告では、楽器やパソコン、映像機材等「資産」にあたる物品購入後に行う「減価償却」の方法にも違いがあります。一般的に、1個あたり10万円未満の資産を購入した場合には、基本的には「消耗品費」に区分したうえで経費計上しますが、10万円以上の資産を購入した場合には、償却の方法に複数の選択肢があります。

まず、青色申告の場合は、1個あたり30万円未満の資産までは即時に経費化が可能です。一方、白色申告の場合は、1個あたり10万円以上の資産は固定資産としていったん計上して、それを法定耐用年数という法令で定めた年数に基づいた償却率で経費を分割して、複数年に渡って経費処理をします。法定耐用年数は、資産ごとに何年で経費化するのかが定められている「耐用年数表」を参照します。例えばパソコンなら4年、車なら6年等のルールが決まっています。

あとは10万円以上20万円未満の資産だと白色・青色問わず、3年間で分割して償却する方法もあります。例えば15万円の資産を買ったら5万円ずつ3年間で均等で償却をする計算となります。青色申告で即時償却をするメリットは、早期に経費を多く計上することで、その分だけ早く所得を圧縮することができる点にあります。

Q 「青色申告」に移行する目安はありますか？

現在はイラストレーターとして白色申告をしています。
青色申告に移行する場合の目安はありますか？

[イラストレーター Tさん]

A 今後の黒字が見込まれるなら 青色申告への切替がおすすめ。

毎年最大65万円の青色申告特別控除（[Q.03](#)参照）は、事業所得で黒字が出ていないと適用にならないので、黒字が出たタイミングからでもよさそうです。

最大65万円の控除を摘要するためには「複式簿記」というルールを使った記帳が必要ですが、クラウド会計ツールやパッケージソフトを活用すれば、そのルールに習熟していなくても比較的切り替えしやすいかと思います。導入のコストがかかるものの近年はさまざまなサービスが登場しているので検討してみてもいいかもしれません。

一方で、青色申告では「純損失の繰越控除」といって、事業所得で損失（収入よりも経費が多かった）が出た場合に、損失の金額を次年度以降3年間繰越することができます。黒字化した時点で損失を黒字と相殺できるので、将来の税額を圧縮するメリットにつながります。当年度に損失が発生する状況であっても、この先の黒字化が見えているのであれば、将来の税軽減の視点から青色申告の移行に踏み切るのもおすすめです。

また、青色申告には青色専従者給与（事業専従している親族への給与）の支給、少額減価償却資産の特例（30万円未満の資産の即時償却）等の特典がありますので、そういった特典制度を利用したい場合には、青色申告への移行を検討するのがよいでしょう。

Q 10万円以上の楽器を買ったときの 経理処理は？

10万円以上の楽器を購入しましたが、確定申告でどのように処理をしたらいいですか？

[演奏家 Nさん]

A 固定資産として計上を行い、 減価償却費として計上します。

まず購入時に「器具備品」という固定資産科目で計上します。Nさんの場合は楽器が、事業目的で使う固定資産なので、減価償却を行い法定耐用年数による償却率に基づき、複数年にわたって減価償却費として費用化していきます。

楽器の法定耐用年数は5年ですので、それに合致した償却率で減価償却費を計算します。固定資産の償却の方法は「定額法」「定率法」と2種類の方法がありますが、個人事業主が器具備品の減価償却費の計算を行う場合には、原則的には定額法を適用します。一定の届出書の提出を行うと、定率法も選択可能です。

なお、中古楽器を購入した場合には、中古資産の耐用年数ルールに従い一定の計算により耐用年数を計算しますので、ご注意ください。また、プライベートで使うものに関して経費の計上はできません。「減価償却」については、[Q.03](#)を参考にしてみてください。

Q バイトをしながら俳優をしている場合、確定申告は？

コンビニでアルバイトをしながら俳優活動をしています。
アーティスト活動での収入があった場合、確定申告は必要ですか？

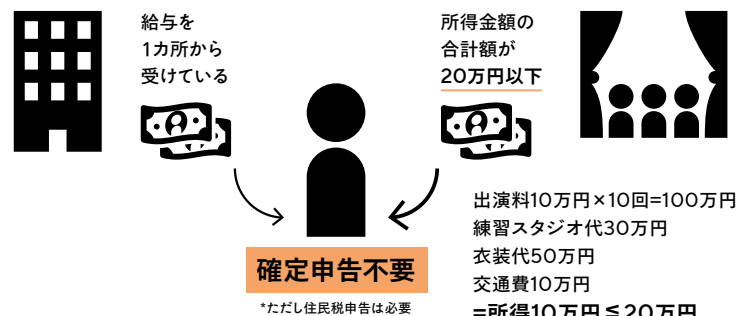
〔兼業俳優 Hさん〕

A 所得の金額によっては確定申告が必要です。

確定申告が必要な場合と不要な場合を例に挙げて説明します。まず前提としてHさんのように給与収入（アルバイト収入）のある方は、給与所得以外の所得金額の合計が20万円以下であれば確定申告は不要となります。

■ 確定申告が不要な例

アルバイトスタッフで給与を1カ所から受けながらも個人として俳優活動をしています。俳優としての収入が100万円で、諸経費は90万円ほど。収入から経費を引いた所得の金額が10万円で、給与所得以外の所得金額が20万円以下なので、確定申告は不要です。
ただし、確定申告は不要でも所得がある限り住民税申告は必要になります。



Q 「収入」「費用」「所得」の違いは？

フリーランスとして確定申告をこれから始めます。「収入」「費用」「所得」の違いを教えてください。

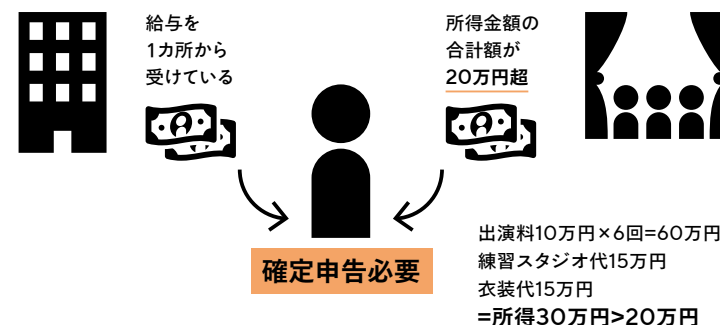
〔ライター Mさん〕

$$\text{収入 (売上・助成金・補助金)} \text{ マイナス } \text{費用 (経費)} \text{ イコール } \text{所得}$$

「収入」は売上やその他の収入（助成金・補助金）で構成されるものだと考えてください。「費用」はその収入を得る為に負担される金額、いわゆる経費のことを指します。「所得」は収入から費用を差し引いたものです。いわゆる利益と同義です。
個人の所得税は、基本的にこの所得をもとに計算されます。そのため、個人事業主であれば、収入から費用を差し引き、事業の所得を計算することが、確定申告の準備において非常に大事なステップです。

■ 確定申告が必要な例

給与を1カ所から受けていて、アルバイトスタッフでありながらも個人として俳優活動をしています。俳優としての収入が60万円で、その他の諸経費は30万円ほど。売上から経費を引いた所得の金額が30万円で、給与所得以外の所得金額が20万円超なので、確定申告が必要です。



Q 確定申告に必要な資料とは なんですか？

確定申告の際に請求書やレシート等を集めなくてはならないと聞きました。

必要な資料について具体的に教えてください。

[フォトグラファー Yさん]

A 請求書、支払通知書、レシート、領収証、 通帳等を集める必要があります。

売上と経費の資料（証拠書類）に分けて説明します。

■ 売上の資料について

売上の資料には、自身が発行した「請求書（の控え）」や、クライアントが発行した「支払通知書」等があり、それらを集める必要があります。その他に源泉徴収された売上については「支払調書」という書類もありますが、支払元には必ずしも法的に交付する義務はないのでもらえない場合もあります。確定申告書に添付する義務もないので、参考資料として取っておきましょう。

「請求書」や「支払通知書」等の書類がない売上は、通帳への入金額や、手渡しでもらった金額を元に、帳簿上で集計してください。源泉所得税が差し引かれた金額を受け取っている場合には、差し引かれる前の額面総額を売上として計上することになりますので気をつけましょう。

■ 経費の資料について

経費の資料としては、「領収証」と「レシート」等を集める必要があります。経費にするためには「レシート」ではなく「領収証」をもらわないとダメなのかと思われる方もいらっしゃいますが、レシートでも領収証でも、確定申告の経費の証拠書類としてはどちらも問題ありません。領収証が証拠書類として重視されてきた理由は、支払い者が誰であるかを明確に証明できるからです。

また、銀行振込の明細等に内容を書いておくことでも経費の証拠書類になりますので、事業用に使用している通帳の現物やコピーもきちんと保存しておく必要があります。

なお、実際に経費として生じているにもかかわらず、「領収証」や「レシート」が発行されない場合は、別途、出金伝票・帳簿に「いつ、いくら、だれに、何を、何のために買った」かを記録しておけば経費になる場合もありますが、やむを得ない時の対応と考えた方がよいです。

Q 俳優として計上できる「経費」は？

俳優として活動していますが、どのようなものが経費として計上できますか？

[俳優 Rさん]

A その活動に関連し、直接必要なものなら 経費計上できます。 ただし、さまざまな基準から判断を。

活動に直結するものなら大丈夫です。俳優の場合は公演前のレッスン代等、その活動に直接必要なものであれば、経費として計上できます。

必要経費の判断基準はさまざまあります。客観的に見て経費なのか、社会通念上これは経費なのか、事業で必要なものなのか、事業上やむを得ない支出なのか、直接的に業務と関連性があるのか。そうした視点で経費になる・ならないを判断します。

Rさんのように俳優・パフォーマーの場合、衣装費も該当します。ただし、作品で使った後に、日常的に着用するものは経費化が難しいと思います。その作品の制作にのみ使う衣服費であれば、経費化は基本的に問題ありません。また小道具も同様です。

他にも例えば、美術作家に関しては、作品制作の参考にするためリサーチとして展覧会に行った場合、展覧会の入場料金も経費として計上して大丈夫です。

Q 自宅の一室をアトリエにしている場合、家賃は経費になる？

映像作家として自宅の一室を作業部屋（アトリエ）にしています。
この場合、家賃は経費になりますか？

〔映像作家 Wさん〕

A 事業供用している面積に応じて家賃の金額を 按分すれば、事業供用の面積割合に応じて 経費にすることができます。

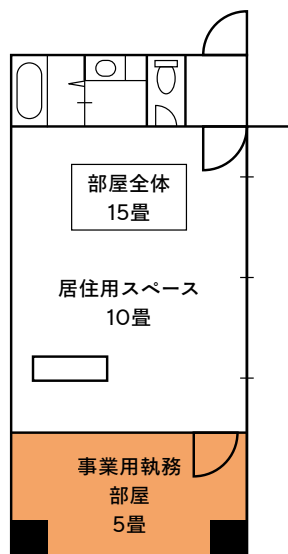
自宅で制作を行っている場合、家賃全額を経費にすることはできません。ですが、活動するために使用している部分の面積に応じて家賃を按分（比例配分）して、その分を経費にすることはできます。

例えば、15畳の月12万円の家賃の部屋。そのうち区切られたひと部屋を、活動のためにのみ使っていて、ここでは寝泊まりやプライベートの道具を置いたりせず、執務スペースとして、活動用のパソコンや本、道具が置いてあるとします。

この家の間取りは全部で15畳あり、そのうち事業として使っている部分の面積は5畳なので、合計面積のうち3分の1を事業として使っています。したがって家賃を経費化できる割合も3分の1となります。その月の家賃12万円に活動に使用している部分の面積の割合である3分の1を掛けて、4万円までなら「地代家賃」として計上できる計算です。

このように面積等定量的に事業として使っている部分が把握できるなら、その部分は按分して経費化することが可能です。事業の執務室としての使用が明確に区分できなかった場合には全額を経費化が認められなかった事例もありますので、お気をつけください。

家賃の場合には、図面をもとに事業で使用している面積の計算をして、その図面を保存しておいてください。必ず測定の根拠や、一定の合理的な根拠を残しておくのがポイントです。



Q 個人事業主間での支払いに、源泉徴収は必要？

美術家です。展覧会のチラシデザインを、フリーのデザイナーに依頼しました。個人事業主間で謝金を支払う場合、源泉所得税を差し引いた上で支払う必要はありますか？

〔美術家 Aさん〕

A 給与の支払者でなければ、 基本的に源泉徴収は必要ありません。

個人事業主であるAさんから個人事業主であるデザイナーさんへ、デザイン費を払う場合ですが、Aさんがスタッフや従業員を雇用して給与を支払っている個人事業主（源泉徴収義務者）でなければ、基本的に源泉徴収の必要はありません。

ただし、スタッフや従業員を雇用して給与を支払っている個人事業主は「源泉徴収義務者」に該当します。その場合、給与はもちろんのこと、デザイン費や撮影費、出演料等の報酬を支払う際にはその報酬金額から源泉徴収を行った上で、相手先に報酬を支払う必要があります。また、天引して徴収した源泉所得税は原則支払月の翌月10日までに国に納税する必要があります。



交通費を含めた謝金は、売上に計上していい？

Q

フォトグラファーとして遠方で撮影の依頼を受けました。交通費を立て替えて、謝金と合算して振り込まれた場合、売上に計上しますか？

[フォトグラファー Kさん]



基本的には売上に含めて計上します。 セットで経費の計上も忘れずに。

基本的には交通費部分も売上になります。ただし、使った交通費についても経費として計上すれば結果的にプラスマイナスゼロになるので、売上に計上したからと言って所得が増え、所得税が増えることはありません。

一方で、売上に含めない場合もあります。例えば新幹線代を立て替えた際、その新幹線代の領収証を売上の相手先の宛名でもらって提供した場合には、相手先が本来負担すべきお金を個人事業主自身として立て替えたことになります。それは立替金扱いの処理になるので、その金額は売上にも経費にも含めません。
売上として入ってくる場合には、必ず漏れなく経費を計上しましょう。



助成金・補助金は どう確定申告すればいいですか？

Q

個人で造形作家をしています。助成金・補助金の収入がありました。確定申告でどのように処理するか教えてください。

[造形作家 Sさん]



作家活動へ支給された助成金・補助金は、 事業所得の雑収入・雑所得の収入として 処理しましょう。

助成金・補助金には作家活動に関連するものや、生活の保障として支給されるようなものがあります。生活の保障として支給されるものは、基本的には非課税となるものがほとんどでしょう。一方で、作家活動に対して支給されるものは、基本的には課税されます。

作家活動に対して支給される助成金・補助金ですが、その作家活動を本業として行っている方が収入を得た場合には、事業所得の雑収入として処理をします。作家活動を副業として行っている方が収入を得た場合には、雑所得の収入として処理をします。

いずれの所得に該当する場合でも、助成金・補助金からその活動にかかった諸経費を差し引いた利益部分の金額である所得金額が、所得税・住民税の課税の対象となります。

また、助成金・補助金は、消費税の課税対象外となっています。

フリーランスの法人化は必要? 「法人成り」を考える

税理士・伊沢成貴

個人で小さく出発した活動も、続けていくうちに仲間が増えてきたり、扱うお金が大きくなったりします。芸術文化で活躍するフリーランスの方からは、よく法人設立（法人成り）の相談をいただきます。このまま個人で活動すべきか、法人を作るべきかで悩まれている人は多いのではないのでしょうか。事業経営に絶対の正解はありませんが、ここでは法人化を検討するためのヒントをご紹介します。

■こんなときに法人成りがおすすめ

組織として活動していきたい

一人でやっている活動について組織化して拡大していきたい、また、さまざまな仲間と特定の目的を組織として達成したい場合には、法人というハコを作り、人を巻き込むことによって、実現可能性が上がるのが期待されます。例えば演劇制作やイベント運営等チームで動く事業や、アーティストや俳優の方がマネージャーやアシスタントを雇用して個人事務所を運営したい場合は、法人だと活動しやすいでしょう。

税負担を軽減したい

法人化により、税金負担が個人事業時代と比較して軽減することがあります。一般的には、役員報酬の経費化や法人税率・地方税率と所得税率・地方税率の差により、税負担が軽減されることが多いです。

具体的には、法人で役員報酬を支給することにより、法人と個人との間で所得が分散されることや、さらに、個人側では給与所得控除が適用されること等により、個人事業主として負担する税金負担額よりも、法人化後の法人と個人の税金負担額の合算額の方が少なくなる場合があります。また、法人の法人税率・地方税率、個人の所得税率・地方税率には違いがあり、所得が高い方は法人税率・地方税率が所得税率・地方税率よりも低くなる場合があります。

上記以外にも、さまざまな税金負担を軽減させる策はありますが、おおそ700～800万円程度以上の所得が出ている場合には、法人化による税負担メリットがあるでしょう。非営利型の一般社団法人やNPO法人は、法人税法上の収益事業として規定される特掲34業種のみが法人税・地方税の課税の対象となりますので、収益事業以外の事業を行う場合

には、税負担について検討を行うとよいと思います。（詳細は [Q.19](#) をご参照ください）

社会的な信用を高めたい

法人は登記がされるため、公的にその存在が確認でき、活動に対して社会的な信用力が得やすくなります。取引先によっては、「法人でないと契約できない」と言われる等、取引を行う条件として求められる場合もあります。実際、文化事業における運営委託のコンペに出たいから法人を設立するといったケースもあるようです。

■各種手続きやコストの増加に注意

一方で、法人化をすると、各種手続きが必要になったり、コストが増えるという面もあります。まず、法人設立のための登記は、組織設計を司法書士に相談しながら進めることをおすすめします。当然そこに費用は発生します。

次に、税金の申告ですが、個人事業主として活動されている方は、所得税の確定申告書をご自身で作成しているケースも多いかと思います。法人も同様に法人税や地方税（や消費税）の申告書の作成提出が必要ですが、税金計算や申告書作成が非常に難しいため、税金周りに関しては基本的に、税理士に依頼するかたちになると思います。

さらに、法人は社会保険の加入義務がありますので、その事務手続きや徴収・納付の手間もかかり、給与計算も必要になってきます。社労士に、社会保険関係の手続きをスポットで依頼をしたり、組織規模が大きくなる場合には顧問契約を締結して、手続き業務や給与計算等の労務全般を委ねることもできます。

こういった、各種手続きを行うことや、専門家に対するコスト負担ができるか？ということも法人化を考える上では重要です。

■事業の目的に合わせた活動形態の選択を

上記の通り、さまざまな効果を期待したり、その目的を達成するために、総合的な検討が必要なものと理解いただけたと思います。フリーランスのままで、フリーランスが集まり活動を進めたり、スタッフを雇用したりできます。また、税負担の軽減についてもさまざまな方法があります。法人化を検討する場合は、なぜ必要だと感じるのかご自身の活動に当てはめてみてご検討ください。一番大切なのは、芸術文化活動を持続的にやっていく上で、ご自身がイメージされる将来のかたちにつながる活動形態かどうかという点だと思います。

なお、法人化を決めた場合も、どの法人形態を選択すべきかで悩まれると思います。株式会社と合同会社の違いについては [Q.48](#) を、非営利も含めた法人選択についてはコラム「任意団体を法人化するときの検討ポイント」（86ページ）もぜひご参照ください。

2章

NPO法人のQ&A

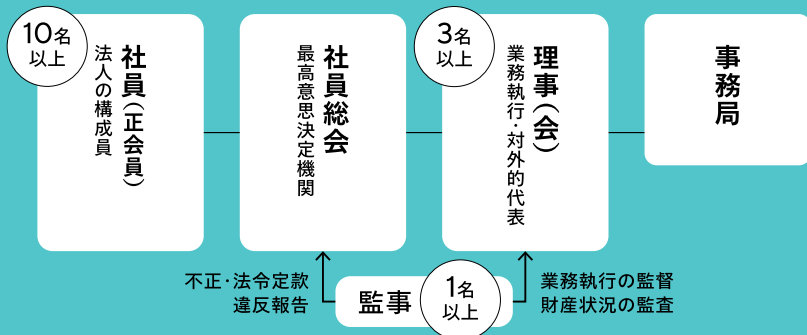
Accounting / tax
for arts and culture
Q&A Book

NPO法人 (特定非営利活動法人)

NPO法人は、**特定非営利活動を主な目的とする法人**です。特定非営利活動とは、不特定かつ多数のものの利益の増進への寄与を目的に、NPO法で定められた20種の活動です。文化・芸術の振興を図る活動や、まちづくりの推進を図る活動等、何らかの社会的ミッションをもって活動することが想定されるという意味での「公益性」が求められます。

一般的な組織構成

一般的なNPO法人の組織構成は、構成員としての社員が設立段階で10名以上必要になり、比較的人数が必要です。そのほかに理事・監事（総じて役員と呼ばれます）を置く必要があります。報酬を受ける役員の数、役員総数の3分の1以下でなければなりません。



会計・税務と組織運営上のポイント

- ・団体のメインの活動は、法律で定められた公益性の高い、いわゆる「特定非営利活動」と呼ばれる20種の活動に限定される
- ・利益を上げてよいが、活動へ還元する等の条件がある
- ・利益は活動へ還元し、社員への配当金としては分配できない
- ・実施する事業によっては法人税の申告・納税が必要
- ・解散時は残余財産を自由に処分できず、国・自治体や他のNPO法人、公益法人等に寄附する
- ・消費税の計算が特殊となる場合がある

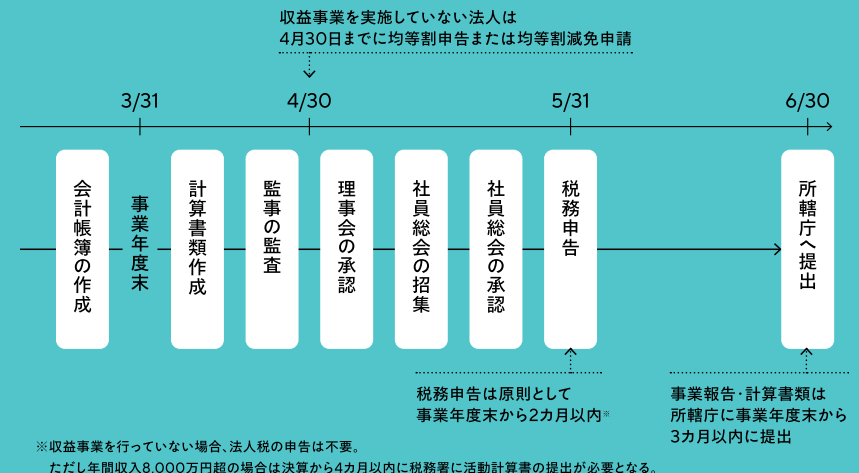
会計の拠り処となるルール

NPO法人会計基準

2010年に民間で策定された会計基準で強制力はないものの推奨されており、各所轄庁が公表する計算書類の雛形もこれを元に作成されています。

決算スケジュールの例

NPO法人は毎年必ず決算をしなければならず、スケジュールにさまざまな段取りがあります。法律に則った正しい手順で決算をするためにも、スケジュールを確認しましょう。ここでは3月決算法人で、法人税申告を行う場合を例に紹介します。



※収益事業を行っていない場合、法人税の申告は不要。
ただし年間収入8,000万円超の場合は決算から4か月以内に税務署に活動計算書の提出が必要となる。

POINT NPO法人には情報公開の義務がある！

NPO法人の場合は、事業の透明性を担保する目的で、下記書類を一定期間、事務所に備え置き、社員や利害関係者の閲覧要請に応えるとともに、所轄庁に提出しなければなりません。そして提出された書類は、誰からも閲覧が可能な状態に置かれます。

- ・事業報告書
- ・活動計算書（1年間の活動の状況を示す書類）
- ・貸借対照表（期末時点の財務の状態を示す書類）+ 注記（情報利用者の理解を助けるためのもの）
- ・財産目録（貸借対照表を補完するための書類）
- ・役員名簿
- ・社員名簿
- ・定款等

Q NPOは活動で利益を出してよいのでしょうか？

NPOは「特定非営利活動法人」と呼ばれていますが、活動で利益を出してしまってもよいのでしょうか？

[NPO職員 Aさん]

A 利益を出しても問題ありません。

「営利法人ではないから利益を上げてはいけないのではないか」という誤解を聞くことがありますが、決してそういうことはありません。利益が出て余ったお金はすべて法人の活動資金に充てることができます。そもそも黒字経営は団体を維持・持続可能なかたちで運営していく上でも必要不可欠です。

NPO法人（特定非営利活動法人）における「非営利」とは、利益を構成員である社員等^{*}の関係者に分配することができないことであり、いわば「非分配」のことを表します。株式会社を例にしますと、構成員とは株主のことであり、分配とはその株主に対する配当金のことを指します。非営利法人であるNPO法人と、株式会社等の営利法人との最大の違いは余った利益を分配できるか否か、という点にあります。また解散する際に残った財産（残余財産）は自由に処分することができない法的なルールがあります。

「営利法人ではないし、稼ぐ意図がないのだから申告も納税も不要ではないか」という誤解もありますが、こちらについてはQ.15で回答します。また、利益の分配はできなくとも、給与の支払いは可能です。

^{*}NPO法人における「社員等」とは、理事や監事といった役員を指し、法人が雇用している職員とは異なります。

Q NPO法人は非営利なので法人税はかかりませんか？

これからNPO法人の理事として運営に携わる予定です。NPO法人は非営利の活動なので、法人税が課税されないのではないかと思いますのですが……。あっていますか？

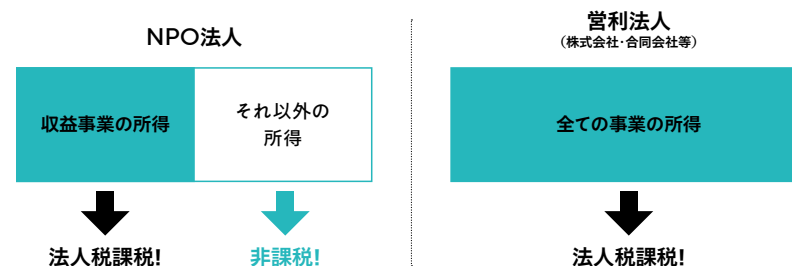
[アートNPO設立準備中 Kさん]

A 必ずしも法人税がかからないわけではなく、一定の条件で申告納税が必要です。

■ NPO法人と営利法人では課税対象の範囲が異なる

下の図は営利法人（株式会社や合同会社等）とNPO法人について法人税法上課税される範囲を比較したものです。右側の営利法人は基本的に全ての事業の所得に対して法人税が課されます。一方で左側のNPO法人は「法人税法上の収益事業」にかかる所得のみが法人税法上の課税対象となり、それ以外は法人税法上課税されません。そのため営利法人と課税対象の範囲が異なります。

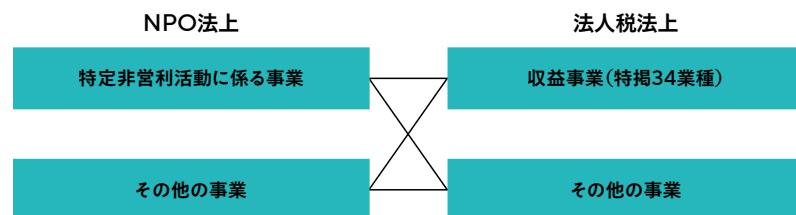
NPO法人への法人税課税は収益事業のみ



■ 「法人税法上の収益事業」によくある誤解

NPO法上、特定非営利活動に係る事業＝目的事業をやることは当然必要となりますが、それだけではなく、その利益を特定活動に係る事業に充てる目的で行う「その他の事業」も認められています。この2つの事業のうち「法人税法上の収益事業」に該当するものがあれば、法人税の課税対象となります。どの事業が「法人税法上の収益事業」に該当するか否かは、「法人税法施行令第5条の特掲事業：34業種」（以下、特掲34業種）にあたるかどうかで判断します。特掲34業種については118ページでご確認ください。

ただし、「NPO法上のその他の事業」がすべて「法人税法上の収益事業」と誤解する方がいるかもしれませんが、必ずしもそういうものではありません。



上の図のように、「特定非営利活動に係る事業」でも「法人税法上の収益事業」にあたる場合や、逆に「NPO法上のその他の事業」だが「法人税法上の収益事業」にあたらない場合等、合計4パターンがあります。それぞれ「収益事業」とされるものが団体や業界ごとに異なり、必ずしも特定非営利活動に係る事業が非課税になるわけではないので、注意しましょう。

Q NPO法人の税制上のメリット・デメリットは？

法人化を考えています。NPO法人は寄附を集めやすいと聞いたことがありますが、他の法人に比べてどんな税制上のメリット・デメリットがありますか？

[アートプロジェクト事務局 Sさん]

A メリットは法人税の課税範囲の限定、登録免許税・住民税均等割等の各種税金の減免等。
デメリットは、消費税計算が煩雑になる等です。

メリット

● 課税上の範囲の限定

(Q.15) でNPO法人税法上の収益事業について説明した通り、NPO法人の法人税課税対象は限定されています。課税の範囲が異なることで税金の優遇を受けられる、つまり課税されない所得が生じるのは一つポイントになります。

● 税金や公的な手数料の減免

NPO法人の設立の際に必要な登録免許税や定款の認証手数料が不要となり、また通常発行する領収証に必要な印紙税が免除されるのもNPO法人の特徴です。ただしNPO法人の設立に必要な手続きは、所轄庁への届出や、認証を要するため、営利法人と比べて時間がかかり、煩雑になる点にご注意ください。

この他にも「法人税法上の収益事業」を行っていない場合は多くの地方自治体で法人住民税の均等割が毎年減免されます。

デメリット

● 消費税の計算が煩雑

NPO法人では消費税の計算が他の営利法人と比べて煩雑です。こちらについては(Q.23)にて後述します。

● 人件費に関する制約

税制とは異なる観点ですが、NPO法上、役員に関する人件費の支払いについて制約があります。なお具体的な内容については(Q.22)にて後述します。

Q どのような事業が「法人税法上の収益事業」に該当しますか？

NPOの新事業として、事務所でコンテンポラリーダンスのレッスンを隔月で始めようと思っているのですが、どのような条件の事業が「法人税法上の収益事業」に該当しますか？

〔NPO職員 Tさん〕

A 「特掲34業種」の表を確認してみましょう。

法人税法上の収益事業については、「法人税法施行令5条の特掲事業：34業種」（以下、特掲34業種）に当たるかどうかで判断します。特掲34業種については118ページをご確認ください。まず、Tさんが検討されているコンテンポラリーダンスのレッスンは特掲34業種のうちの「30技芸教授業」に当てはまります。

【法人税法施行令5条の特掲事業：34業種「30技芸教授業」】

洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン（レタリングを含む。）、自動車操縦若しくは小型船舶（船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第2条第4項（定義）に規定する小型船舶をいう。）の操縦（以下この号において「技芸」という。）の教授

「法人税法施行令 第5条 収益事業の範囲」より

注意点として、特掲34業種に当てはまった上で、継続して事業場を設けて行われるものが「法人税法上の収益事業」に該当します。ここでの「継続して」はかなり広い概念で、定期・不定期で行われるような事業（公演のようなもの）も含まれます。例えば公演期間は極めて短い、それに向けて相当期間にわたって準備をする芸術祭も該当する可能性が高いです。そうした事業は「継続しているもの」と法的に解釈される可能性があるため、その点も注意してください。「事業場を設けて行われるもの」という点についても、必ずしも常設の事務所や劇場、ホール等だけを指しません。いわゆる移動興行のようにさまざまな場所で展開している場合にも「事業場を設けて」という定義に当てはまります。なので、多くの団体が当てはまる可能性があります。

Tさんのご相談に戻ると、継続して隔月開催し、事務所という事業場を設けて行われるので、注意点を考慮した上でも「法人税法上の収益事業」に当たります。

Q 「特掲34業種」のなかで、課税されない事業はありますか？

「演劇公演をチャリティーで行うと、その収益には税金がかからない場合がある」と聞いたことがあります。演劇公演は「特掲34業種」の「26興行業」だと思うのですが、課税されない例外があるのでしょうか？

〔演劇集団主宰 Nさん〕

A 例外となるケースがいくつかあります。

「特掲34業種」に該当しても、必ずしも法人税が課税されるわけではありません。細かくはさまざまな除外事例がありますが、ここでは、例外のうち、文化芸術に近いものを挙げてみます。

■ 26興行業

例えば一般的な演劇公演等の興行は、34業種のうち「26興行業」に含まれるため法人税が課されますが、いわゆる「慈善興行」または「出演者のギャランティーが発生しないチャリティー興行」を行う場合で、かつ興行で得た利益の全額を教育や福祉等に支出し、所轄の税務署長の確認を受けて行うものに限り、法人税法上の特掲34業種から除外され、法人税が課されません。観客には無料でもプロの出演者がギャラをもらう場合は、除外対象には含まれないので注意が必要です。

■ 10請負業

「実費弁償による事務処理の受託を行い、概ね5年間に限って所轄税務署長の確認を受けて行う請負業」も例外的に、法人税法上の特掲34業種から除外され、法人税が課されません。実費弁償とは、受託事業において得る収益の金額が、その請負業務で発生した経費とほぼ同額となり収支がおおよそゼロになるようなケースを指します。つまり黒字が残らないようなケースで、連続して毎年その事業を実施し、所轄税務署長の確認を受けている場合は5年間まで法人税が課されないというルールです。例えばアートプロジェクトの事務局業務等の代行を、当該業務の遂行に必要な費用の額を超えない実費程度（事務所までの交通費のみの支給等）の料金で受託した場合は除外されます。



収益事業をしているかどうかで 税金に違いはありますか？

収益事業をはじめるかどうか検討しています。収益事業をしている場合と、そうでない場合で法人税等に違いはありますか？

[教育系アートNPO事務局 Hさん]

■ 12 出版業

主に会員向けに配布する会報、もしくはそれに準ずる出版物を配布する目的で行う出版は、一般向けの出版とは異なるので、法人税法上の特掲34業種から除外され、法人税が課されません。

■ 30 技芸教授業

「30技芸教授業」とは、「技芸の教授」「学力の教授」「公開模擬学力試験」を行う事業をいいます。「技術の教授」のうち洋裁・和裁・着物着付け・編み物・手芸・料理・理容・美容・茶道・生花・演劇・園芸・舞踊・舞踏・音楽・絵画書道・写真・工芸・デザイン・自動車操縦等に該当する場合のみ、法人税が課されますが、上記に該当しない技術の教授は法人税法上の特掲34業種から除外され、法人税が課されません。例えばNPO法人が会計講座を直接開催している場合は、会計講座は法人税法上で特掲されている技芸ではないので、除外されます。

■ 14 席貸業

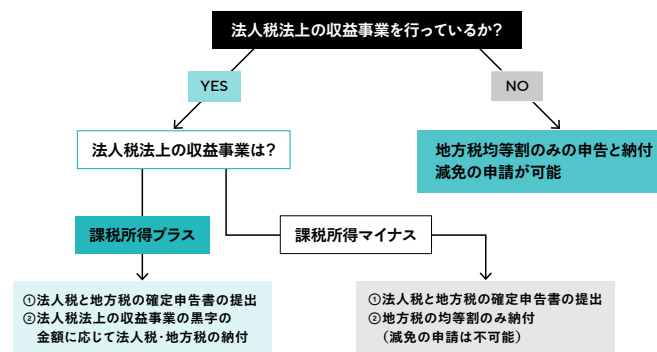
「14席貸業」とは、会館・ホール等建物の一部をスペースとして貸し出す事業ですが、国や自治体に対する提供は法人税法上の特掲34業種から除外され、法人税が課されません。またNPO法人の会員やそれに準じるような利害関係者に対して実費程度で利益がほとんど出ない金額感で貸し出す場合も除外してよいと考えられています。

34業種に該当するかの判断では「付随行為」と呼ばれるものも検討に含まれます。例えば、出版業を営んでいる団体が新刊のお披露目を兼ねて講演して収入を得たような場合は、まさに収益事業に付随した行為なので講演収入も「法人税法上の収益事業」にあたります。その行為を単独で見たときに仮に非課税であっても、メインの事業の区分に基づいてグルーピングする必要があります。つまりメイン事業が「法人税法上の収益事業」なのかどうかの判断に、そのサブの事業（＝付随的な行為）も影響を受けるのです。その点は注意が必要です。



大きく分けて3つのケースで異なります。

「法人税法上の収益事業」を実施しているかどうか、そして収益事業を実施している場合にはその事業で所得（税金計算上の儲け）が生じているかどうかという点で結論が異なります。



■ 「法人税法上の収益事業」を実施していて、 かつ、その事業の所得がプラスの場合

この場合は「法人税法上の収益事業の黒字に対応する所得の金額」に対してそれに応じた課税がされます。つまりこの所得の金額について法人税の確定申告書と地方税の確定申告書を作成し、それを税務署、都道府県税事務所、市町村役場に提出し、税金の納付をしなければなりません。また、法人税の申告書には添付書類として下記の各書類も併せて提出するルールになっています。

法人税の申告に必要な添付書類

①活動計算書

※全体の活動計算書だけでなく収益事業のみの活動計算書も提出

②貸借対照表

※全体の貸借対照表だけでなく収益事業のみの貸借対照表も提出

③財産目録

④勘定科目内訳明細書

⑤法人事業概況説明書



新たに「法人税法上の収益事業」を始める場合の手続きは？

これまで「法人税法上の収益事業」にあたらな事業だけを行ってきました。この度、新たに出版事業（法人税法上の収益事業）を立ち上げることにしました。いつ始めてもいいのでしょうか。また、どのような手続きが必要ですか？

〔アートNPO職員 Mさん〕

A 始める時期は任意ですが、「法人税法上の収益事業」を始めたら、まずは届け出を。

「法人税法上の収益事業」（以下「収益事業」）を始めたら、まず最初に下記の届出書を出す必要があります。

収益事業開始届出書

必ず提出するのは「収益事業開始届出書」です。管轄の税務署に、NPO法人として収益事業を開始する旨を報告するための届出書です。収益事業を開始してから2カ月以内に提出する必要があります。最初の収益事業を行うタイミングで提出する書類となりますので、ふたつ目以降の収益事業を新たに展開した際は、追加の届出書提出は不要です。ちなみに収益事業すべてが終了したタイミングで「収益事業廃止届出書」を所轄の税務署に提出する必要があります。一つの事業ごとに収益事業の開始届出書、廃止届出書が必要になるわけではありません。

青色申告の承認申請書

青色申告を行う場合は、「青色申告の承認申請書」も提出します。青色申告の承認申請を受けないと、場合によっては繰越欠損（所得にマイナスが出た時に、翌年度以降の所得と相殺すること）が出来なくなり、課税額が大きくなることもあります。この書類は、収益事業開始日から3カ月を経過した日とその事業年度終了の日のいずれか早い日の前日までに提出します。この書類も「収益事業開始届出書」とともに、期限内に併せて提出するものと意識してください。

異動届出書

所轄の税務署に「収益事業開始届出書」を提出した後に、東京都23区の場合は都税務所のみ、道府県の場合は道府県税務所及び市町村役場に収益事業開始届出書の控えとともに異動届を提出します。

さらに、この場合において「法人税法上の収益事業以外の事業」で所得がマイナスになってしまったとしてもこの金額は収益事業の所得の金額とは相殺はされません。つまり組織全体として所得がマイナスとなっていたとしても法人税法上の収益事業の所得がプラスであるならば税務申告上はプラスの所得の金額に応じて税金が課されます。

ですので「法人税法上の収益事業の所得がプラス」があるNPO法人は確定申告と納税の義務があると思っていただいて問題ありません。

■「法人税法上の収益事業」を実施している、かつ、その事業の所得がマイナスの場合

実はこの場合でも法人税及び地方税の確定申告自体はしなくてはなりません。これらの税金に関する申告の義務は、「法人税法上の収益事業」でプラスの所得が出ているか否かではなく、「法人税法上の収益事業」を実施しているか否かそのもので判断されるためです。ですのでこの場合も法人税の確定申告書と地方税の確定申告書を作成し、それを税務署と都道府県税務所、市町村役場に提出し、法人税申告書の添付書類として上記と同様の書類も併せて提出します。

提出書類が「法人税法上の収益事業」の黒字に対応する所得の金額がある場合」と同じであるのに対し、税額については課税されるプラスの所得がないことから所得がマイナスでも納税義務が生じる「地方税の均等割」という税金のみの納付となります。

なお、青色申告の承認申請書を提出し承認を受けていれば、その年度に「法人税法上の収益事業」から生じた所得のマイナス金額を来年度以降に持ち越すことができます。ここで持ち越したマイナス金額は来年度以降生じた「法人税法上の収益事業の黒字に対応する所得の金額」と相殺することが可能です。つまりは未来の税負担額を少なくする効果があります。

■「法人税法上の収益事業」を全く実施していない場合

この場合には法人税については納税だけでなく申告の義務もないということになります。よって法人税の申告書の作成の必要はありません。地方税については、原則として均等割申告と納税が必要となります。ただしこの「地方税の均等割」は各自治体の条例により減免が可能です。この減免は「法人税法上の収益事業」を全く行っていない法人のみの特例の取り扱いといえます。



複数の事業を実施している場合、 会計処理の注意点は？

法人内でデザインに関するセミナーや、市民参加型のイベント企画等、複数の事業を実施しています。その場合に会計処理で注意すべき点を教えてください。

[まちづくりNPO職員 Yさん]



各事業別に区分経理をしましょう。

NPO法上で、特定非営利活動にかかる事業とそれ以外の事業での区分経理が要請されています。また、財務諸表の注記においても、各事業別の数値情報が必要となります。さらに、Yさんの場合、デザインに関するセミナーは「法人税法上の収益事業」に該当し、市民参加型のイベント企画は「非収益事業」に該当するため、法人税申告の際にも区分経理は非常に重要なポイントになります。このようにNPO法が求める会計ルールや開示情報の作成の面と法人税申告の面の両面において、区分経理を行うことはとても大切なポイントです。

各事業に直接生じた費用以外に管理費のように共通して発生する費用がある場合（以下、共通費）、例えば複数の事業に従事するスタッフの人件費等、これらの共通費は一定の合理的な基準をもとに各事業ごとに振り分け、按分するルールになっています。合理的な基準とはなかなか奥深いテーマですが、例えば人件費なら「稼働の割合」に応じて按分するのも合理的とされています。小規模な団体であれば収入基準での按分も認められている部分もあります。

これらの按分を計算した結果を帳簿に入力していくのは少々煩雑です。いわゆるNPO法人向けの会計ソフト等もありますが、営利法人向けの会計ソフトや会計クラウドにある部門別管理の機能を使って、まずは事業別に区分経理をすることがおすすめです。

21



NPO法人の理事・監事への給与支払いでの 注意点は？

NPO法人の理事・監事への給与支払いについて、何か注意点はありますか？

[アートNPO事務局 Rさん]



支払う人数と金額に注意が必要です。

理事や監事といった「役員」に給与を支払う場合（役員報酬）については、NPO法第2条で定めがあり、給与を受け取る人は役員の総数の3分の1以下に制限されています。残り3分の2の役員は給与を受け取れないのかという点とそうではありません。ここでいう「給与」は、役員としての地位や職務に対する報酬のことを指します。非常に誤解の多い点ですが、理事がNPO法人の職員としての職務を行う場合、それに対応する給与等は受け取れます。

■ 監事について

監事の給与は、職務が監査に限定されており、また監事は業務を行う事務局職員との兼任が認められないので、すべて監事としての地位や職務に対して支払われます。

■ 理事について

理事の給与については、職員（使用人）として支給を受けるものについては、報酬規制を受ける役員の総数の計算の対象外となります。具体的な金額は、社員総会や理事会等で決定します。多額な報酬を支払っていて、その理事がその旨を決定したとなると、その理事の継続が妥当なのも含めて、団体内で問題になる可能性もありますので注意が必要です。ちなみに法人税法上では、適正水準を超える役員給与を支払うことは税務上のリスクに繋がります。つまり、せっかく支払った役員報酬が法人税法上費用とは認められず、認められなかった分だけ所得が増えるので結果として税負担が増加する可能性があります。職務内容等からして過大であると判断されれば損金算入ができない可能性もあります。事業規模や、その法人と同種の業務に従事する他の役員の例と比較したとき、過大であるとすれば、損金算入できない可能性が出ますので、注意してください。

22



NPO法人も消費税は課税されますか？

演劇と福祉に関わるNPO法人を立ち上げようとしています。NPO法人であっても、消費税は課税されますか？

[NPO法人設立準備中 Wさん]

A 営利法人と同様に課税事業者に該当した場合は、消費税の申告納税義務があります。

■ 課税事業者と免税事業者

NPO法人も営利法人と同様に、消費税の申告納税義務のある課税事業者となる場合があります。課税事業者になる場合の判定基準は、当事業年度の前々事業年度（これを基準期間といいますが）の課税売上高が1,000万円を超えると、当事業年度において消費税の納税義務が生じ「課税事業者」となります。

課税事業者かどうかの判定基準



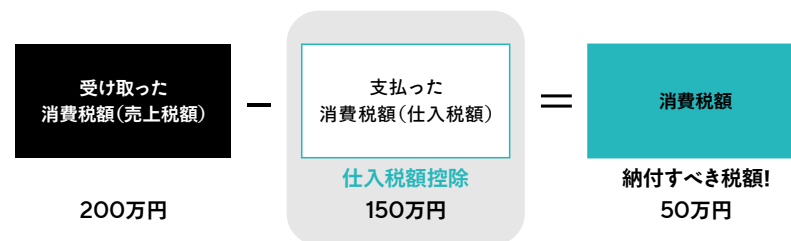
例えば図のように、2020年度に課税売上高が1,000万円を超えた場合、ここを基準期間として、2022年度に納税義務が生じます。この課税売上高は、損益計算書（活動計算書）上の収益全体ではなく、あくまでも消費税法上の課税売上高（主に事業収益等）で判断されます。

例えば寄附金や補助金・助成金といった収入は、対価性のない収入となるため不課税となり、消費税法上の課税売上高には含まれません。また、借入金や返還金も入金こそありますが、これも消費税法上の課税売上高にはならないので、そうした収入は除いた金額で納税義務の判定をしてください。ちなみに車輛等の固定資産を売却した場合は「物を売った」取引となるため課税売上高に含まれます。

今まで免税事業者で、あらたに納税義務が発生し課税事業者になる場合は「消費税課税事業者届出書」を管轄の税務署に提出する必要があります。

■ 一般的な消費税の計算方法

一般的な消費税の計算の仕組み



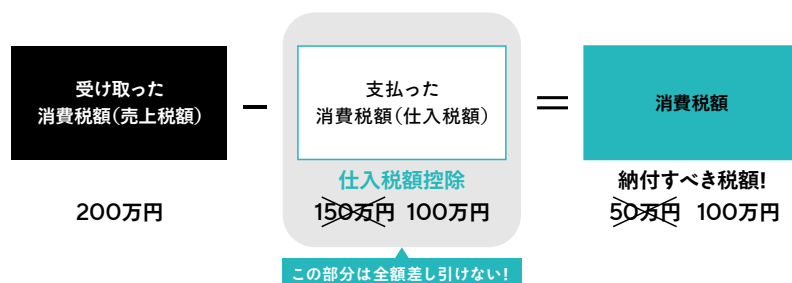
消費税は原則として受け取った消費税から支払った消費税を差し引いて計算

※簡易課税制度を選択している法人の場合には計算方法が異なります。

消費税の計算の方法は、受け取った消費税額（「課税売上に係る消費税額」）から、仕入れや経費にかかった、つまり払った側の消費税（「課税仕入に係る消費税」これを「仕入税額控除」と言います）を引きます。この例題ですと受け取った消費税200万円から払った消費税の150万円を差し引いて、残額の50万円を消費税の納付税額として国に申告して納付します。

■ 寄附金・助成金・補助金を収益として計上している NPO法人の消費税の計算方法

NPO法人の特殊な消費税の計算の仕組み



この控除できない部分を「特定収入に係る課税仕入等の税額」と呼びます。

NPO法人の消費税の計算方法の特殊な仕組みについて簡単に説明します。「課税売上に係る消費税額」は、先程の一般的な消費税の計算方法と同様に計算します。一方、「課税仕入に係る消費税」は、全額差し引くことができないという制限がかかることがあります。そのため納付すべき消費税額はその分増えてしまいます。この差し引くことができない部分を「特定収入に係る課税仕入等の税額」と言います。

■ 「特定収入に係る課税仕入等の税額」について

なぜこういった制限があるのかというと、寄附金・助成金・補助金是不課税のため、いくらもらっても受け取った消費税が発生しません。仮にNPO法人の収益が全額寄附金・補助金のみだとすると、「課税売上に係る消費税額」は寄附金・補助金には発生しないため0円ということになります。

逆に寄附金・助成金・補助金を財源とした物品・サービスや固定資産の購入には、「課税仕入に係る消費税」が発生します。このように補助金・助成金等を原資にして「課税仕入に係る消費税」を全額差し引いてしまうと、場合によってはNPO法人への益税になってしまう仕組みが考えられます。それを防ぐため、払った消費税の一部が計算上除外されることがあります。



助成金・補助金を受けた場合、 法人税の計算はどうなりますか？

24

助成金・補助金を受けるために準備をしています。もし採択された場合、法人税の計算はどのようになりますか？
[まちづくりNPOスタッフ Aさん]



「受取助成金」として取り扱い、 対象事業ごとに課税されるか否かが分かります。

助成金・補助金は会計上、「受取助成金」として取り扱います。受取助成金は法人の通常の事業活動から生じる「事業収益」とは別物ですが収益の一種です。

課税されるかどうかは、その支給の対象となる事業が「法人税法上の収益事業」であるか否かということがポイントとなります。「法人税法上の収益事業」の収益の補填や経費の補填のために申請し給付を受けた場合は、「法人税法上の収益事業」の事業収益と同様に法人税・地方税の課税対象となりますが、「法人税法上の収益事業」以外の事業のために給付を受けた場合は、その助成金に対しては法人税・地方税の課税はありません。

ただし「法人税法上の収益事業」のために給付を受けた場合であっても、その取得目的が固定資産の取得又は改良に充てるためということであれば、その場合の助成金・補助金は例外的に課税されません。

①収益事業の収入の補填や経費の補填のために交付される助成金・補助金
=法人税課税対象

②収益事業以外の収入の補填や経費の補填のために交付される助成金・補助金
=法人税課税対象外

③固定資産の取得や改良のために交付され収益事業に使われる助成金・補助金
=法人税課税対象外

「営利」「非営利」はどう違う？よくある誤解と考え方

税理士・飯塚祐亮

NPO法人は「非営利法人」の一種であるという言い方をします。そもそも、「営利」と「非営利」とはどのようなものでしょうか？まず営利と非営利の違いを述べるにあたり、営利法人と非営利法人にそれぞれどのような法人が属しているのか具体的に挙げてみます。

■営利法人=利益の分配ができる法人

営利法人とは株式会社、合同会社等のことで、利益を分配することが法的に可能です。よくある誤解ですが、ここでの「利益の分配」とはその会社の役員や従業員に対する役員報酬や給与等の支払いのことではありません。これらの人件費は利益を元手とした分配ではなくあくまでも収益をあげるための「費用」です。利益の金額とは収益から費用の金額を引いた後の残額のことなので人件費は利益を元手としているわけではありません。

では、利益の分配とは具体的にどのようなものを指しているのでしょうか。例えば株式会社なら、その株主に対する配当金の支払いが利益の分配に該当します。配当金はその会社が生み出した利益の金額に応じて支払うためです。こういった利益の分配ができる会社のことを営利法人と呼ぶわけです。

■非営利法人=利益の分配ができない法人

一方で非営利法人は先ほどの営利法人とは逆で利益の分配が法的に禁止されている法人のことです。具体的には、NPO法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、学校法人等多岐にわたります。これらの法人は先ほどの株式会社の配当のような利益の分配をすることができません。しかし、分配はできなくても利益をあげることはできます。

■非営利法人も「利益をあげる」ことは可能

つまり、非営利法人でも黒字が出ること自体はなんの問題もないということです。ここが最も誤解されやすいポイントではないでしょうか。この違いを図で表すと下記の通りです。

区分	利益をあげる	利益を分配する
営利法人	OK	OK
非営利法人	OK	×

非営利法人の区分に属する法人であるからといって「赤字でなければならない」といったことは全くないことを覚えておいていただければ問題ありません。そして人件費をその非営利法人の理事や従業員に支払うことも問題ないです。ただNPO法人だと理事報酬の支払いを受ける者に人数制限が課せられますので無制限に支払いが認められるわけではないです。ただ誰一人として支払いを受けられないわけではないので安心してください。

最後に、NPO法人は非営利法人なので一切課税されないという誤解を持たれている方もいるかもしれませんが、そうではありません。NPO法人の課税ルールについては、法人税について解説した [Q.15](#) や、消費税の考え方を紐解く [Q.23](#) も参照してください。

3章

一般社団法人のQ&A

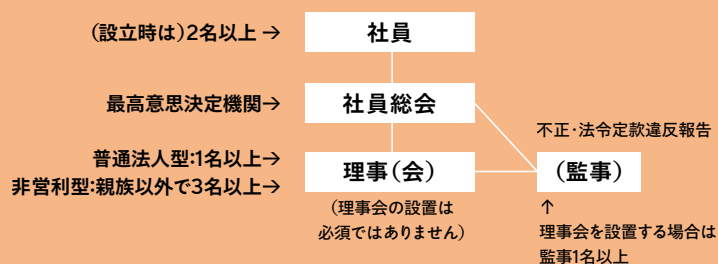
Accounting / tax
for arts and culture
Q&A Book

一般社団法人

一般社団法人は、人（社員）が集まって設立された **非営利の法人** です。定款認証と設立登記により、許認可がなくても設立することが可能です。非営利型法人（収益事業課税）と非営利型以外の法人（普通法人型／全所得課税）に分類されます。一般社団法人における「非営利」とは「発生した利益を構成員に分配できない」という意味であるため、利益を得てはいけないという意味ではありません。そのため、行う事業に制限はなく、利益を得ても構いません。

一般的な組織構成

一般社団法人の組織構成は、設立時には2名以上の社員が必要（設立後には1名に減らすことができますが、0人になると解散の原因になります）で、1人以上の理事を置く必要があります。また、理事会を設置する場合は、理事3人以上、監事1人以上を置きます。



一般社団法人が非営利型法人となるための4要件

- ① 剰余金の分配を行わないことを定款に定めている
- ② 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めている
- ③ 上記①及び②の定款の定め違反する行為（上記①、②及び下記④の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと
- ④ 各理事について理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下である（親族関係のない理事が3人以上）

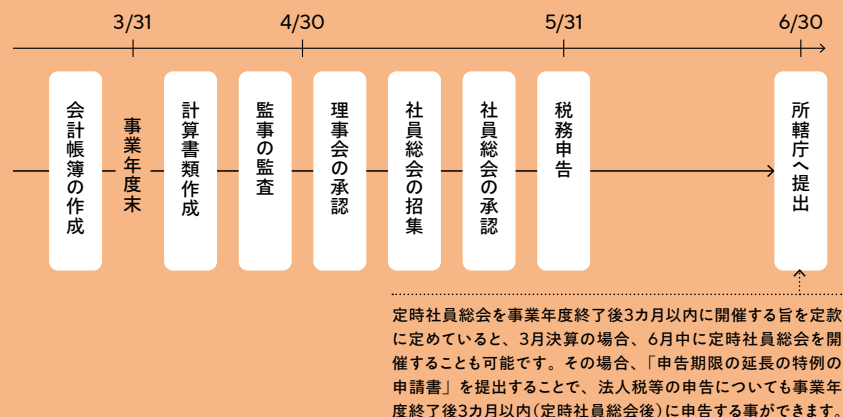
「法人税法2九の二イ、法人税法施行令3③」より

会計の拠り所となるルール

一般社団法人の会計は、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする」とされています。一般に公正妥当と認められる会計の慣行とは、公益法人会計基準、企業会計基準、NPO法人会計基準が挙げられますが、どの会計基準に準拠すべきかは、強制されていません。（会計処理は同じで、表示が異なります）

決算スケジュールの例

一般社団法人の決算スケジュールは以下の通りです。ここでは3月決算で、法人税の申告が必要な場合を例にしています。監事や理事会を設置していない場合は、監事の監査、理事会の承認をそれぞれ省略することが可能です。



POINT 一般社団法人における「基金」について

一般社団法人には「基金」制度が設けられています。基金の設定は任意で、社員や社員以外の第三者から集め、活動資金や基礎財産として扱えます。基金は返還義務があるため会計上では負債に該当します。しかし返還に際しては定款に一定の制限が定められ、社員総会の決議（返還が認められるのは純資産が基金を超える部分のみ）によって行わなければなりません。基金の違法な返還をした場合には責任を問われるため注意が必要です。会計上は貸借対照表の純資産の部（正味財産の部）に記載します。

Q 一般社団法人には どんな種類がありますか？

アートコレクティブとして一般社団法人の設立を考えていますが、一般社団法人の種類について教えてください。

[アーティスト Aさん]

A 「非営利型」と「非営利型以外（普通法人型）」の 2つに分類されます。

一般社団法人には大きく分けると2種類あり、法人税が収益事業のみ課税される「非営利型」と、全ての所得に対して法人税が課税される「非営利型以外」（以後、この冊子では「普通法人型」として解説します）があります。非営利型法人になるには必要な要件があり、詳しくは [Q.27](#) で解説していますので、ご参照ください。

Q 一般社団法人でも 利益を出してよいのでしょうか？

今年度はイベント事業がうまくいき、経費を差し引いたとしても大幅に利益が出てしまいそうです。一般社団法人でも利益を出してよいのでしょうか？

[一般社団法人代表理事 Kさん]

A 利益を出して問題ありません。

誤解されがちではありますが、一般社団法人が利益を得ることについては問題ありません。また、行う事業について制限もありません。例えば、一般的に株式会社のイメージが強いソフトウェア開発等の事業でもよく、特に公益的な事業である必要もありません。

もしかしたらKさんが「利益を出してもよいのか」という疑問を持たれたのは、「一般社団法人には非営利型がある」という話から想起されたのかもしれませんがね。この場合の「非営利」は、「得た利益を構成員に分配してはいけない」「得た利益は次の事業に再投資されることが想定されている」という意味で、「非営利型」だったとしても「利益を出してはいけない」ということではありません。

Q 非営利型法人に必要な条件は？

今までそんなに気にしていなかったのですが、再度団体の運営方針を確認しようと思い勉強中です。非営利型法人に必要な条件を教えてください。

[一般社団法人代表理事 Sさん]

A 要件が4つあり、 全ての要件を満たす必要があります。

非営利型法人であるためには、要件が4つあります。全ての要件を満たす必要があり、一つでも要件を満たさないと、普通法人型になります。

- ① 剰余金の分配を行わないことを定款に定めている
- ② 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めている
- ③ 上記①及び②の定款の定め違反する行為（上記①、②及び下記④の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと
- ④ 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること

「法人税法2九の二イ、法人税法施行令3〇」より

まず、①と②の2要件を満たすためには、定款への記載が必要です。

③については、①・②の定めに違反していないか、形式ではなく実態で判断します。またこれらの要件の該当期間中、特定の個人または団体に特別の利益を与えること（無償や著しく低い金額で何かを譲渡したり貸し付ける等）を行っていた場合、要件を満たしません。

④は「親族関係のない理事が3人以上登記されている必要がある」ということです。これは登記簿謄本（登記事項証明書）を参照して確認します。



非営利型で「収益事業」にあたるケースは？

28

非営利型の一般社団法人として演劇の公演事業を始めたいのですが、これは「収益事業」にあたりますか？

〔演劇団体メンバー Tさん〕



法人税のルールが適用されるので、「特掲34業種」の表を確認してみましょう。

非営利型の一般社団法人は、「法人税法上の収益事業」にのみ課税されます。事業が「法人税法上の収益事業」にあたるかどうかは、「法人税法施行令5条の特掲事業:34業種」（以下、特掲34業種）と照らし合わせて判断します。NPO法人の章で紹介した「特掲34業種」と同様の考え方なので、[Q.17](#)をご参照ください。

Tさんが検討されている演劇公演は、一般的には特掲34業種のうち「26興行業」に当たするため法人税が課税されます。ただし、出演者のギャランティーが発生しないチャリティ興行の場合は、課税対象から除外されたり、また「付随事業」等の例外もあります。特掲34業種の例外ケースについては[Q.18](#)を確認してください。



会報誌の売上に法人税は課税されますか？

29

会報誌の作成は「法人税法上の収益事業」にあたらないと聞いたことがあります。当団体でも、会員向けに会報誌を1冊200円で有償配布したいと考えているのですが、その売上に関して法人税は課税されますか？

〔芸術団体事務局 Nさん〕



「特掲34業種」が必ず課税となるわけではなく、例外となるケースがいくつかあります。

おっしゃるとおり、特掲34業種の「12出版業」において、主に会員向けに配布する会報、もしくはそれに準ずる出版物を配布する目的で行う出版は、一般向けの出版とは異なるので、法人税が課されない「除外事例」です。

このように一般社団法人が行う事業が、特掲34業種に該当したとしても、必ず法人税が課税されるわけではありません。除外事例の具体的な事例や考え方は、NPO法人の章で紹介した[Q.18](#)と同様なので確認してください。



複数事業を行っている場合の会計処理で注意すべき点は？

30

ワークショップの企画・運営や、人材養成講座、展覧会等複数の事業を行っています。その場合の会計処理で注意すべき点を教えてください。〔アートプロジェクトメンバー Hさん〕



各事業別に区分経理をしましょう。

一般社団法人は法人税法上の計算で非収益事業のみの損益計算書の作成が必要になるため、複数の事業を行う場合、区分経理を行うことをおすすめします。区分経理とは、事業ごとに収入・費用を集計する考え方で、収益事業と非収益事業を分類し、かつ、どちらにも係る共通部門に区分する必要があります。会計ソフトの部門別管理機能を使えば比較的容易に記帳できます。NPO法人の章でも事業別区分経理の考え方に触れているので、[Q.21](#)を参照してください。

Q 助成金・補助金を受けた場合、法人税の計算はどうなりますか？

今年度は積極的に補助金・助成金を申し込む予定です。審査が通って交付された場合、そこで得た補助金・助成金は法人税の課税対象になりますか？

[アートプロジェクトメンバー Mさん]

A 「受取助成金」として取り扱い、対象事業ごとに課税されるか否かが分かります。

助成金・補助金は会計上、「受取助成金」として取り扱います。受取助成金は法人の通常の事業活動から生じる「事業収益」とは別物ですが収益の一種です。課税されるかどうかは、その支給の対象となる事業が「法人税法上の収益事業」であるか否かということがポイントとなります。

具体的な判断については、[Q.24](#)で紹介していますので、ご確認ください。

Q 一般社団法人の理事・監事への給与支払いでの注意点は？

一般社団法人の主催でアートプロジェクトを運営しています。理事や監事へ給与を支払いたいのですが、その場合に、注意すべき点を教えてください。

[アートプロジェクト事務局 Yさん]

A 理事や監事の役員報酬には法人税法上の制限があるため注意が必要。

一般社団法人の役員に対して役員報酬を支払うことができますが、その支給方法には一定のルールが存在します。

役員への報酬を損金に算入する場合は、基本的に「定期同額給与」として毎月固定の金額を報酬として支払います。また「事前確定届出給与」として、前もって支払いの金額と支給日を決めて税務署に届出書を提出することにより、損金算入することもできます。

具体的な考え方は、営利法人の章で給与の支払い方法として詳細に紹介しているので、[Q.49](#)を確認してください。

Q 「みなし事業年度」とはなんですか？

理事2名の普通法人型としてはじめた団体ですが、理事が3名になり非営利型の要件を満たしました。その際「みなし事業年度」として年度を区切ると聞きました。「みなし事業年度」とはなんですか？

[一般社団法人代表理事 Rさん]

A 期首から法人の区分が変わった日までを一つの事業年度とみなす、法人税法上の考え方です。

組織設計が変更されて、普通法人型から非営利型になる場合も、非営利型から普通法人型になる場合にも共通して「みなし事業年度」という考え方があります。一般社団法人特有の考え方です。

3月決算の場合は4月から3月が事業年度ですが、法人税法上は法人の区分が変わった場合、「みなし事業年度」としてその時点で事業年度を区切ります。

つまり元が非営利型法人なら、期首から「非営利型法人の要件に該当しなくなった日」まで、元が普通法人型なら、期首から「非営利型法人の要件の全てに該当することになった日」までを一つの事業年度とみなし、そこで一旦法人税の申告が必要になります。

Rさんが理事を務める一般社団法人のケースだと、その年の事業年度開始日から、理事を3名に増員し、非営利型の要件を満たした日の前日までを区切ります。その後、非営利型法人となった日から事業年度終了までを法人税申告の事業年度とします。これが「みなし事業年度」です。



収益事業を行っていない場合は 税務申告は不要？

34

非営利型の一般社団法人で活動をしています。「法人税法上の収益事業」は行っていないのですが、税務申告はしなくていいですか？

[芸術団体事務局 Wさん]



法人税は申告不要ですが、 地方税の均等割は課税される場合があります。

Wさんのように非営利型の一般社団法人で「法人税法上の収益事業」を行っていない場合は、法人税の課税がないため申告不要です。ただし、地方税の均等割は収益事業を行っていない場合でも課税される場合があります。

■ 地方税の均等割とは

均等割とは、所得金額の多少に関わらず、つまり赤字でも黒字でも一定額が課税される地方税（法人住民税）です。

■ 一般社団法人の均等割減免は自治体ごとに条件を確認

収益事業を行っていないNPO法人については、多くの自治体で均等割が減免されていますが、収益事業を行っていない一般社団法人については、減免されている自治体と減免されていない自治体があります。そのため、各道府県税事務所や市町村役場に問い合わせて確認する必要があります。

例えば、東京都の場合は減免されていないので、収益事業を行っていない一般社団法人でも必ず均等割申告が必要ですが、神奈川県や横浜市には減免の制度があります。減免されている自治体においても減免を受けるには申請書の提出が必要なので注意してください。

均等割申告が必要な一般社団法人は、事業年度に関係なく毎年4月1日から3月31日までを1年の期間として、4月30日までに均等割の申告と納付を行うことになります。



一般社団法人の消費税計算のポイントは？

35

「一般社団法人は消費税の計算が特殊だ」と聞いたことがあるのですが、本当でしょうか？

[アートプロジェクトチーム Aさん]



「**特定収入に係る課税仕入等の税額**」という 特殊な計算をする場合があります。

一般社団法人の場合においてもNPO法人と同様に、寄附金・助成金・補助金を収益として計上している場合は、「課税仕入にかかる消費税」を全額差し引くことができない制限（仕入税額控除の除外制限）がかかることがあります。そのため納付すべき消費税額が増えてしまうことがあります。このように「課税仕入にかかる消費税」のうち差し引くことができない税額を「特定収入に係る課税仕入等の税額」といいます。

非営利型・普通法人型を問わず、一般社団法人全般にこの特例が適用されます。「特定収入に係る課税仕入れ等の税額」や消費税計算方法についての具体的な解説は、NPO法人の章（Q.23）と同様なので確認してください。

非営利法人が事業年度の途中で新たに収益事業を開始するには？

税理士・谷夏比古

ここまでご紹介したとおり、非営利法人（NPO法人や非営利型の一般社団法人等）は、「法人税法上の収益事業（以下、収益事業）」を実施することができます。ただし、事業年度の途中で新たに収益事業を開始した場合には、税務上の手続きや注意しなければならない点があります。

例えば、もともと収益事業を行っていなかった芸術団体が、有料のセミナー事業を年度の途中からはじめる等、事業内容が変わることはよくあります。そういった場合、なにに注意すべきで、どんな手続きが必要になるのか、3つのポイントに分けて解説します。

■ポイント1：届出書等の提出が必要

事業年度の途中で新たに収益事業を開始した場合には、納税地を所轄する税務署に「収益事業開始届出書」の提出が必要であり、所轄の都道府県税事務所および市町村に「異動届出書」の提出が必要です。また、税務署には「青色申告の承認申請書」を併せて提出しましょう。

収益事業開始届出書

非営利型の一般社団法人やNPO法人等（以下、公益法人等）又は人格のない社団等^{※1}が、新たに収益事業を開始した場合には、納税地を所轄する税務署長に「収益事業開始届出書」の提出が必要です。非営利型法人以外（普通法人型）の一般社団法人は、収益事業課税ではないため提出の必要はありません。「収益事業開始届出書」の提出期限は、収益事業を開始した日以後2カ月以内です。収益事業開始時点における収益事業についての貸借対照表と定款、寄附行為、規則もしくは規約又はこれらに準ずるものの写しを添付します。

^{※1}「人格のない社団等」については、任意団体編の [Q.36](#) [Q.38](#) 参照

異動届出書

収益事業を開始する等異動事由が発生した場合には、所轄の都道府県税事務所および市町村に「異動届出書」の提出が必要です。東京都の場合は、変更の日から10日以内に、所管の都税事務所・支庁に提出します。なお、各自治体により届出書の様式や提出期限が異なる場合がありますので、各自治体のホームページで確認してください。

青色申告の承認申請書

収益事業を開始することに伴い青色申告の承認を受けようとする場合は、納税地を所轄する税務署長に「青色申告の承認申請書」を提出します。「青色申告の承認申請書」の提出期限は、収益事業を開始した日以後3カ月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日です。

■ポイント2：収益事業開始の日の前後で「みなし事業年度」が発生

収益事業を行っていない公益法人等または人格のない社団等が事業年度の途中で新たに収益事業を開始した場合には、「事業年度開始の日から収益事業を開始した日の前日までの期間」と「収益事業を開始した日からその事業年度終了の日までの期間」をそれぞれ一事業年度とみなします。これを「みなし事業年度」^{※2}と呼び、このみなし事業年度に係る法人税・地方税について申告・納付を行います。収益事業を開始した日から事業年度の終了の日までの期間を一事業年度とみなして申告・納付をする点にご注意ください。

^{※2}「みなし事業年度」については、一般社団法人編の [Q.33](#) 参照

■ポイント3：均等割の免除を受けている公益法人等は申告納付に注意

均等割の免除^{※3}を受けている公益法人等が、収益事業を開始した場合は、「均等割のみを課される算定期間の開始の日（4月1日）から、収益事業を開始した日の属する月の前月末日までの均等割」と、「収益事業を開始した日の属する月の初日から事業年度の終了の日までの均等割」を合算して申告納付します。

^{※3}「均等割の免除」については、一般社団法人編の [Q.34](#) 参照

以上、3つのポイントを解説しました。芸術文化の現場ではしばしば、事業内容の変更や追加はあくまで事業運営側に関わることであり、会計・税務視点での変更点を見逃されがちです。しかし、会計・税務は基本的に法人の活動内容と連動します。そのため、法人内においても事業実施を担うメンバーと事務面を担うメンバーで、常に情報共有をしながら組織運営をするように心がけてください。

4章

任意団体のQ&A

Accounting / tax
for arts and culture
Q&A Book

Q 「任意団体」とはなんですか？

「任意団体」とはどのような組織のことをいうのでしょうか？ グループで活動している場合は、いわゆる任意団体にあたるのでしょうか？

〔舞台芸術団体メンバー Aさん〕

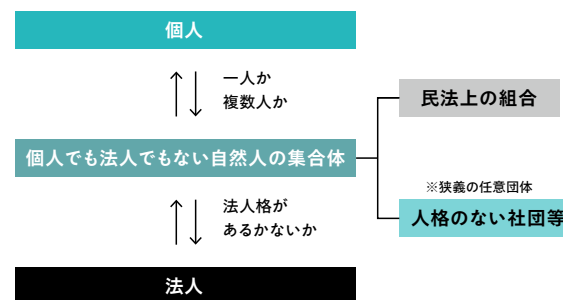
A 個人でも法人でもない人の集まり。 ただし「任意団体」という言葉は 曖昧な使われ方をしているので注意が必要。

任意団体とは個人でも法人でもない人の集まりで、どこかで認定されたり、届け出たりするものではありません。

厳密には法的な定義として「人格のない社団等」または「権利能力なき社団」と呼ばれるものです（本書では「人格のない社団等」で統一します）。例えば一定規模以上の芸術祭の実行委員会の場合は、いわゆる任意団体が多く、法的にも「人格のない社団等」と呼ばれる形態がしばしば見られるようです。

ただし、広く一般に任意団体という場合、その言葉の使われ方は少し曖昧のように思います。例えば、「民法上の組合」形態と呼ばれる組織体も含まれている場合もあるようです。「人格のない社団等」なのか「民法上の組合」なのかで課税のされ方に違いが出ますが、いずれの形態なのかは外観からは区別しづらいものです。Q.38で判別するヒントを提示していきます。

■（広義の）任意団体＝人が集まってつくる活動体で、法人格がないもの



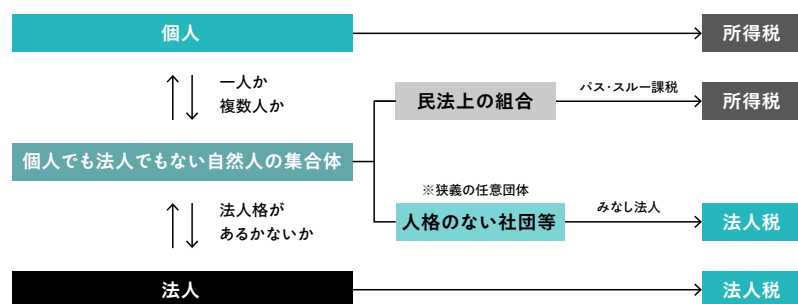
Q 任意団体も課税されますか？

任意団体としてダンスカンパニーを立ち上げました。任意団体だったとしても税金を支払う必要がありますか？
[ダンスカンパニースタッフ Kさん]

A 課税される場合と、 課税されない場合があります。

Q.36で述べたとおり、「人格のない社団等」か「民法上の組合」かで課税に関する考え方が分かります。

「人格のない社団等」の場合、「法人税法上の収益事業」を行う場合には法人税が課税され、収益事業を行わない場合には法人税は課税されません。「民法上の組合」にあたる場合、「パス・スルー課税」といって、組合そのものには課税されませんが、その構成員（法人・個人）に直接課税されます。



Q 「人格のない社団等」と「民法上の組合」の 判別方法は？

自分が所属している任意団体が「人格のない社団等」にあたるのか、「民法上の組合」にあたるか、どのように判別したらよいでしょうか？
[音楽祭事務局 Sさん]

A それぞれの要件を確認して、 活動の実情に照らしてみてください。

ここの判定がうまくいかないと、この後の税金申告方法の判別等、さまざまな影響が出てしまうので非常に重要なポイントです。それぞれの要件を見ていきましょう。

■ 人格のない社団等

「人格のない社団等」の定義は「多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもの」とされています。その要件を以下に5つ列記します。

- ① 共同の目的のために結集した人的結合体であって
- ② 団体としての組織を備え
- ③ そこには多数決の原理が行われ
- ④ 構成員の変更にもかかわらず、団体そのものが存続し、
- ⑤ その組織によって、代表の方法、組合の運営、財産の管理その他団体として主要な点が確定しているもの

(昭和39年10月15日最高裁判例が示した要件)

「人格のない社団等」は単なる個人の集合体ではありません。例えば、Aさん・Bさん・Cさんが集まって活動するけれども、彼らでないと成り立たないようなアートユニットの活動があった場合はどうでしょう？ Aさんがいなくなったらもう成立しないものならば、極めて個人の個性によって成り立っているため、人格のない社団等ではないケースがほとんど。「人格のない社団等」は、人が仮に入れ替わっても成立しうる組織をイメージするとよいです。

多数決で物事を決めているような活動体で、理事会や委員会、役員会等の意思決定機関で団体の基本的なことを決めている場合は、「人格のない社団等」の可能性が高いです。

他に、決算・予算の承認や、事業報告、理事会の役割、どんなふうに物事を取り決めるか、定められた決議のルール等、通常、団体の規約はそうしたものが明文化されている場合も同様でしょう。団体として固有の意思決定をして独立的に運営し、さまざまな物事を決定しているかがポイントになります。

また、構成メンバーが変わっても団体が続いて、メンバーの個性を超越して活動している組織体も「人格のない社団等」の可能性が高いです。言い換えると、構成員が「代表にも従業員にもなれる」ようなイメージです。ややわかりにくいかもしれませんが、さまざまな人が集まって活動に参加しているとき、その中から代表になる人もいて、従業員になる人もいていい、というような意味です。

税務の判断の前段階で生じる、それぞれの活動体の実態からどの法的形式にあてはめ可能か?という問題であり、なかなか曖昧なケースがあるのも実情です。

■ 民法上の組合

一方、「民法上の組合」とは「共同事業を営むことを約する契約」のことです。その要件を3つに整理します。

① 2人以上の当事者（法人、個人）が契約している

「契約している」というと契約書を締結していると判断してしまうかもしれませんが、ここでは口約束でも成立する合意を「契約」と呼びます。ですので、なんらかの合意があればOKです。当事者は、個人だけでなく法人が入っていてもよいです。複数人が当事者として契約していることが前提なので、1人だと成立しません。

② 全ての当事者が出資している（金銭出資のほか、労務、信用の出資を含む）

「お金を拠出していないから、自分はこれにあたらないのでは」と思う人がいるかもしれませんが、ここでいう出資は、金銭の出資ではありません。労務の提供や信用の提供を含む広い概念です。自分の信用を通じて事業活動に役立てる場合は「労務の出資」といいますが、そういった内容を含んでいます。全ての当事者がなんらかのかたちで、そうした出資をしていることが前提です。

③ 事業を共同の目的として当事者全員がその内容に合意している

事業を共同の目的として、当事者全員がその内容に合意しているか。なんらかの事業を行うことを、全員が約束しているということです。

これら3つの要件全てにあてはまると「民法上の組合」という整理になります。



民法上の組合

個人の共同事業形態（民法上の組合） における税務上の注意点は？

個人の共同事業形態（民法上の組合）として、アーティストコレクティブで活動しています。その場合、税務上で気をつけることについて教えてください。

〔アーティストコレクティブ Tさん〕

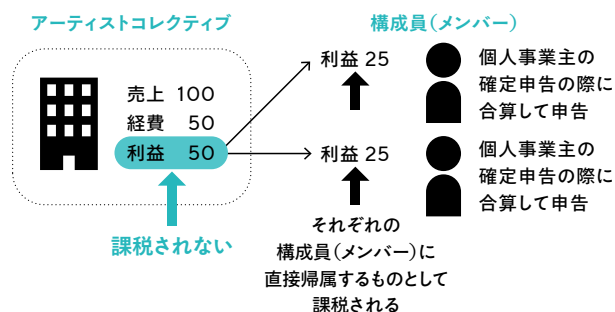


利益の按分方法を構成員（メンバー）で話し合っ て決めましょう。

民法上の組合にあたる場合、パス・スルー課税が適用されます。パス・スルーとは、「通り越し、通過する」という意味です。

図で見ていきましょう。アーティストコレクティブに100の売上が出て、同時に50の経費もかかりました。かかった経費を除くと、利益が50残る場合を想定します。

個人事業主2名が1:1で按分する場合





民法上の組合

構成員である個人はいつ 確定申告すればいい？

任意団体（民法上の組合）の劇団に参加しています。この場合、団員一人ひとりが個人として確定申告する必要があると思うのですが、具体的にはいつすればよいでしょうか？

〔劇団員 Nさん〕



原則として売上・経費が発生した年度で申告しますが、決算月に一括計上する例外的な容認ルールもあります。

原則的にはその年の1～12月に発生した売上ないし経費を、組合の構成員（メンバー）がそれぞれ、その年分として翌年3月15日に申告期限をむかえる「確定申告」上で計上します。

図の通り、売上が2021年の12月に、経費も2021年の10月に発生していたとします。この場合、2021年分の確定申告に反映してください。これが原則的なルールです。また、年度内に交付された補助金・助成金に関しても、同じように考えてください。

ただ、例外的に容認されたルールがもう一つあります。

組合には決算があります。事業年度の期間はさまざまですが（例：1～12月、4～3月等）、ここでは3月決算の活動体を想定します。その場合に容認ルールとして、決算日が実際に売上・経費が発生した時期から1年以内であれば、売上や経費の発生が2021年だとしても組合の決算月である2022年3月に、構成員はその組合の売上・経費をまとめて計上することが認められます。ですので原則と容認では1年、計上する時期がずれますが、どちらでもかまいません。

ただ容認ルールにも注意点があり、年によって都合よく計上時期を変えることはできません。容認ルールは継続的に採用することが前提になりますので、一度容認ルールを採用した場合は毎年、同じルールで処理をする必要が出てきます。

活動体が3月決算であれば、次の確定申告に反映させる余地もあるので、処理が間に合っていない場合には容認ルールで処理することもありえると思います。

活動体がもし法人だったら、50の利益に対応する法人税を申告し、納付しなければいけません。しかし民法上の組合の場合、この活動体そのものには課税されない点が特殊です。ですので、団体による直接の申告も必要ありません。

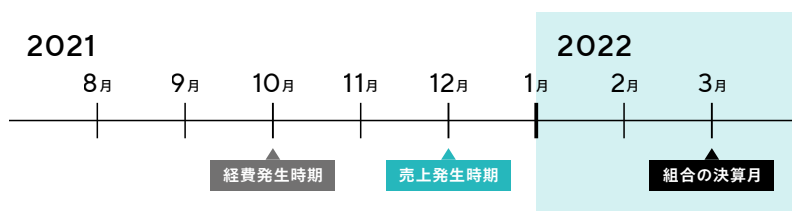
直接には必要ないということは、間接的にはそうではないということです。その利益を構成員（メンバー）2名で分け合ったとき、例えば半分ずつ分け合う約束でこの事業を始めたとする、50のうち25ずつ構成員（メンバー）のもとに入ります。

この按分（比例分配）方法は構成員（メンバー）の間で決めることができ、統一の決まりがあるわけではありません。当事者間で話し合っ、それぞれが了承すればそれでよいです。例えば9対1で按分することもあるでしょうし、プロジェクトへの貢献度に応じて決めるケースや、出資額の割合をもとに決めるケースもあります。

誰か一人の割合を100%にする方法も、それはもはや実態として単独事業ではともいますが、実務上そのような処理も可能です。パススルー課税なので、利益が宙に浮いてしまうことがなければ問題ありません。

決めないと分け合えないので、当事者間で按分方法を必ず決めてください。その約束自体をどこかに届出として提出する必要はないですが、その約束した割合に従って、分け合った利益を確定申告に各自取り込んでください。

〔例〕 売上発生時期 2021年12月
 経費発生時期 2021年10月
 組合の決算月 2022年3月



原則

2021年分の確定申告で
 売上・経費として計上

容認

2022年分の確定申告で
 売上・経費として計上



民法上の組合

「民法上の組合」でも 消費税の申告は必要ですか？

音楽ユニットで活動していて、「民法上の組合」に当たります。この場合でも消費税の申告は必要ですか？

〔音楽ユニット Hさん〕



各事業者ごとに、それぞれ課税事業者かどうかで判断します。

民法上の組合が消費税の申告をするかどうかは、パス・スルー課税の考え方(Q.39)で分割した組合に属する各事業者が、消費税の課税事業者かどうかで個々に判断します。消費税の課税事業者でない事業者は、消費税の納付は必要ありません。

消費税とは、原則として前の前の事業年度「基準期間」の課税対象の売上が1,000万円を超えると、そこからすぐではなく2年後に、消費税の納税義務が生じるというルールです。2年のタイムラグがあることと、売上1,000万円が基準になることがポイントです。

課税事業者かどうかの判定基準

課税売上高1,000万円を超える



その1,000万の範疇でよく勘違いが起きるのが、寄附金・補助金・助成金のような、何かの対価ではない性質のお金を含めて1,000万を超えてしまったケースです。これらの対価性のないお金は性質が違うので、課税対象の売上からは除外します。あくまで販売やサービス提供で得た売上が1,000万円を超えるかどうかの基準で考えましょう。



民法上の組合

団体として赤字でも 確定申告は必要ですか？

組合員が講師を務め、謝金を団体で受け取っています。決算では団体にほぼ利益がないか赤字の状態なのですが、その場合もメンバーそれぞれの確定申告は必要なのでしょうか。
[アートコレクティブ Mさん]

A 確定申告を省略しても支障はありませんが、 申告により節税につながる可能性も。

講師料を組合の売上として認識しているが、経費も関わってくるので組合には利益が残らず、構成員（メンバー）間で按分したところで結局個人の赤字になってしまうという話ですね。赤字の場合、確定申告を仮に省略しても支障が出るわけではありません。しかし、例えば、この組合事業の損失（赤字）と、それ以外の個人事業の黒字があったときに、黒字と赤字を合算して確定申告をすると幾分か所得が減るかもしれません。そういう意味では確定申告上、税金計算上のメリットが出る＝税金が安くなるという可能性もあります。あとはもう事務的な煩雑さにどこまで納得できるのか、費用対効果の問題だと思います。



人格のない社団等

「人格のない社団等」は 全事業に課税されますか？

芸術祭実行委員会を「人格のない社団等」として任意団体を運営しています。その場合、すべての事業に課税されるのでしょうか？
[芸術祭実行委員会事務局 Yさん]

A 「法人税法上の収益事業」のみに課税されます。

課税される場合と課税されない場合があります。人格のない社団等の課税のルールは、非営利型の一般社団法人やNPO法人に近いルールとなっています。人格のない社団等については、「法人税法上の収益事業」と呼ばれる事業を行う場合の儲け＝所得には課税します。一方で、それ以外の事業の儲けについては非課税の取り扱いになります。具体的な事例や考え方は、NPO法人の章で紹介した複数の事業を実施している場合と同様なので、Q.21を確認してください。



人格のない社団等

「法人税法上の収益事業」とは なんですか？

課税対象だという「法人税法上の収益事業」について詳しく知りたいです。具体的にはどういった事業を指しますか？
[映画の製作委員会事務局 Rさん]

A 「特掲34業種」の表を確認してみましょう。

人格のない社団等が「法人税法上の収益事業」を行う場合、そこで生ずる所得は、公益法人等やNPO法人と同様、法人税の課税対象です。具体的には「法人税法施行令5条の特掲事業：34業種」にあたるかどうかで判断します。文化芸術系の団体でよくあるケースは、受託事業の展開、演劇・ダンスの公演・音楽ライブ等の興行やそれらのジャンルに関連したスクールの開講などが該当します。ただし付随事業や除外事例等、例外的なケースもあります。具体的な事例や考え方は、NPO法人の章で紹介した「特掲34業種」と同様なので、Q.17を確認してください。また、特掲34業種の一覧表は118ページに掲載しています。



「人格のない社団等」事業が赤字でも課税対象ですか？

室内楽の団体として年一回演奏公演をしています。事業は赤字です。その場合も課税対象になりますか？

[楽団員 Wさん]



赤字であればいずれにせよ課税対象にはなりませんが、まずは「法人税法上の収益事業」に該当するかを判定しましょう。

ルール上は、あくまで赤字・黒字ではなく、まずは「法人税法上の収益事業か、非収益事業か」で判定します。仮に収益事業となった場合には、税務申告をする取り扱いになります。ただし、課税対象の所得がないので、法人税はかかりません。申告義務があるけれども、税金が発生するわけではない、という整理になります。例えば赤字の申告をしておくと、青色申告では、将来黒字が出たときに、黒字と過去の赤字を相殺することができるケースもあります。将来税金の負担を軽減する効果が見込まれることもあります。具体的な事例や考え方は、NPO法人の章で紹介している内容と同様なので、[Q.19](#)を確認してください。



「人格のない社団等」の消費税計算は特殊？

「人格のない社団等」では消費税計算が特殊と聞きましたが、本当でしょうか？

[実行委員会事務局 Aさん]



NPO法人等と同様で特殊なルールが適用されることがあります。

人格のない社団等の場合も、前々事業年度の課税売上高が1,000万円を超えると、当事業年度において消費税の納税義務が生じます。また、NPO法人等と同じく、「特定収入に係る課税仕入れ等の税額の調整計算」という消費税計算の特殊ルールが適用される場合があります。具体的には、寄附金・助成金・補助金を収益として計上している場合は、「課税仕入れに係る消費税」を全額差し引くことができません。

具体的な事例や考え方は、NPO法人の章で紹介した消費税の計算方法と同様なので、[Q.23](#)を確認してください。



「人格のない社団等」の助成金・補助金の取り扱いは？

「人格のない社団等」であるダンスカンパニーで、助成金申請の手続きを進めています。「人格のない社団等」における、助成金の取り扱いについて教えてください。

[ダンスカンパニー経理担当 Kさん]



「受取助成金」として取り扱い、対象事業ごとに課税されるか否かが分かります。

助成金・補助金（以下、助成金とします）は会計上収益として取り扱われ、「受取助成金」として処理をするものになります。

助成金が法人税・地方税の課税対象か判断するポイントは、助成金が交付される事業が「法人税法上の収益事業」に当たるかどうかです。助成金は特定の事業の収入ないし経費の補填の意味合いで交付されるケースが多いので、悩んだら「どの事業に対しての交付なのか」をまず意識しましょう。その後、その事業が「法人税法上の収益事業」に当たるかどうか、[Q.17](#)で紹介した「法人税法施行令第5条の特掲事業：34業種」の条件に照らし合わせて確認します。特掲34業種については、118ページもご確認ください。

助成金が交付される事業が「法人税法上の収益事業」に当たるのであれば、課税対象です。例えばKさんのダンスカンパニーで、定期開催しているダンスワークショップ事業（特掲34業種における「30技芸教授業」）に対して助成金が交付された場合は、課税対象となります。反対に、「法人税法上の収益事業」に該当しない事業に対する助成金は、法人税の課税対象外です。ただし例外もあるので、詳しくは[Q.24](#)をご覧ください。

任意団体を法人化するときの検討ポイント

公認会計士・税理士 山内真理

任意団体を法人化すべきか、法人化するならどの法人形態がよいのか、非常に多く質問を受けます。昨今は助成元が助成に際して法人格を求める等、芸術団体が必要に迫られて法人化を選択するケースも見受けられます。

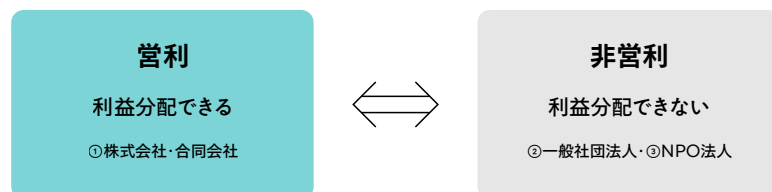
一般に任意団体の法人化メリットとしては、社会的信用力の向上、組織化が進めやすいこと、補助金獲得に支障が出にくいこと、取引上の制約が出にくいこと、従業員等の採用が行いやすいこと等が挙げられます。しかし、法人は設立するにも、最終的に解散・清算するにもコストがかかります。また、設立後の組織運営のための費用や事務負担は通常、任意団体時代より増大する傾向にあるため、法人化にあたってはそうしたメリットとコストを天秤にかけながら、長期的視野に立って慎重に検討する必要があります。

■ポイント1：営利？ 非営利？

比較的小規模な文化・芸術団体が法人化するにあたり多く選んでいる組織形態は、①営利法人（株式会社／合同会社）、②一般社団法人、③特定非営利活動法人（以下、NPO法人）の3つです。

①と②③は営利・非営利という大きな違いがあります。非営利とは非分配と言い換えることもできます。

例えば営利法人である株式会社では構成員である株主に配当というかたちで利益分配が可能です。一方、一般社団法人やNPO法人では構成員に利益分配を行うことが禁止され、利益は事業に再投資していくことが想定されていますので、①と②③のいずれの性質が馴染むのかをまずしっかり見極めることが大切です。



■ポイント2：非営利の場合、一般社団法人？ NPO法人？

非営利法人を選択したい任意団体は②③のいずれの組織形態を選択するべきか迷うケースも多いでしょう。

組織規模で比較

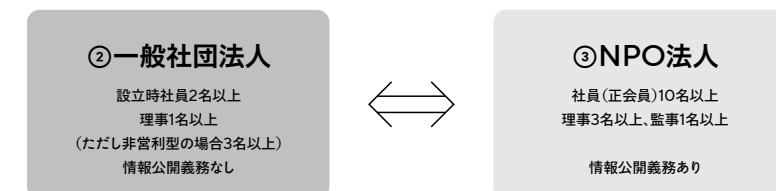
一般社団法人の場合、設立時の社員（構成員）は2名以上必要ですが、理事は1名以上いれば足りるので、比較的コンパクトな組織設計が可能です。NPO法人の場合、社員（正会員）は10名以上必要で、理事は3名以上、さらに監事が1名以上必要となる等、組織設計上必要な頭数が多いのが特徴です。

設立速度で比較

一般社団法人は所轄庁の認証等なく迅速に設立できます。NPO法人では所轄庁の認証を経て設立登記が可能となるため、設立には時間を要するものも特徴です。

事業の透明性で比較

NPO法人では計算書類等を毎年所轄庁に提出し事業所に備え置いて情報公開に応じる義務があります。オープンな事業・組織運営を行い、多くの支援者を集める等、寄附や会費等の幅広い資金源を安定的に確保したい場合や、地域に根差した活動を行いたい場合等はNPO法人の上記のような特徴が適しやすいケースもあります。一般社団法人ではそうした情報公開義務がありません。



■ポイント3：一般社団法人の場合、非営利型？普通法人型？

さて、上記の通り比較的設立しやすい特徴を持つために芸術団体の皆さんに選択されることの多い一般社団法人ですが、非営利型／普通法人型といわれる2つの形態があり、両者は法人税上の課税のされ方に違いがあるため注意が必要です。

具体的には非営利型は「法人税法上の収益事業（以下、収益事業）^{*1}」のみに課税される一方、普通法人型は全ての事業に課税される点に違いがあります。非営利型の要件を満たすためには、組織設計や定款上の内容設計に注意点がありますので、設立登記前にその違いを十分に理解しておくことも大切です^{*2}。

^{*1}「法人税法上の収益事業」についてはNPO編 **Q.15** を参照

^{*2} 一般社団法人の普通法人型と非営利型の違いについては **Q.25** を参照

■法人税の課税のされ方にも注意

なお、NPO法人の場合も法人税は収益事業のみに課税されますので、NPO法人と非営利型の一般社団法人の法人税課税のされ方は類似しています。一方、営利法人である株式会社や合同会社では全ての事業に課税されますので、営利法人と普通法人型の一般社団法人の法人税課税のされ方は類似しています。

法人税は
収益事業のみに課税

①非営利型 一般社団法人
②NPO法人

法人税は
事業全体に課税

③普通法人型 一般社団法人
④営利法人(株式会社・合同会社)

収益事業を実施していない団体の場合、NPO法人や非営利型一般社団法人を選択することで、営利法人や普通法人型一般社団法人を選択するより税負担を軽減できる可能性があります。ただし、収益事業と収益事業以外の事業の収益・費用や資産・負債を区分して会計処理する必要がある等、経理事務面の負担は増大する傾向がありますので、その点も考慮して、組織形態を選択する必要があります。

他にも法人ごとに設立費用、領収証に貼付する印紙の負担、法人税・住民税の均等割の減免の有無等の違いもありますので、詳細は専門家に相談しながら法人化を進めることをおすすめします。

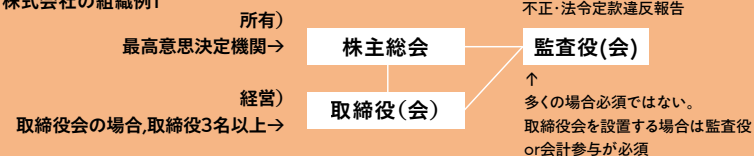
営利法人（株式会社・合同会社等）

営利法人は、事業活動によって利益を獲得し、**会社**が得た利益を**出資者**に分配することを目的として活動する法人です。株式会社や持分会社（合同会社、合資会社、合名会社）等が該当します。一般的に株式会社や合同会社を設立することが多いです。

一般的な組織構成

株式会社を例にすると、出資者である株主で構成される株主総会と取締役の設置は必須ですが、それ以外の機関の設計は任意です。会社の規模や目的に合わせた設計が可能です。利害関係者が増えると法令上、求められる機関もあります。小規模な会社だと、株主総会と経営者である取締役だけで始める会社が多いです。また、不正や法令・定款違反を監視する監査役を設置する会社もあります。一方、合同会社の場合は出資者による社員総会のみで構成されるため、よりシンプルなかたちとなります。

株式会社の組織例1



株式会社の組織例2

社員総会のみ
（出資者による総会）

会計・税務と組織運営上のポイント

- ・営利法人は定款に定めた事業を行う
- ・最高意思決定機関である株主総会（社員総会）で重要事項の意思決定がされる
- ・株式会社では出資割合に応じて意思決定への影響力が高まり、利益分配もされるが、合同会社では出資割合は影響しない
- ・獲得した利益は、出資者への分配が可能
- ・事業を行う上で、法人税、地方税、場合によっては消費税の申告・納税が必要
- ・解散時は残余財産を出資者に分配する

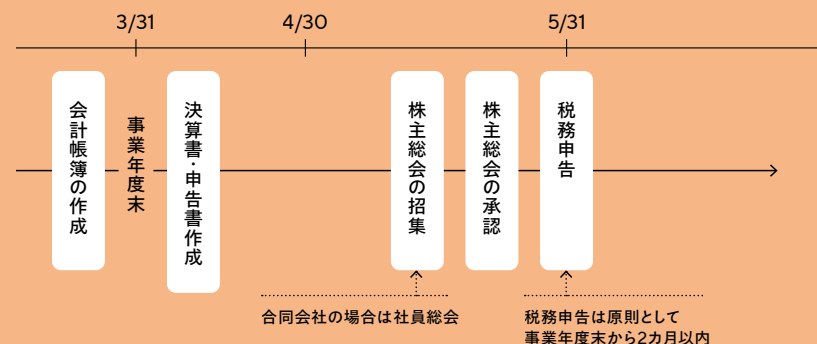
会計の拠り処となるルール

一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行

会社の会計は「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従うものとする会社法では規定されており、「企業会計基準」と呼ばれる各種基準が会計の拠り所になります。中・小規模の会社の場合は、「企業会計基準」を簡素化した「中小企業の会計に関する基本要領」や法人税法に基づく税務会計が会計の拠り処となっております。

決算スケジュールの例

営利法人は毎年必ず決算をしなければならず、スケジュールにさまざまな段取りがあります。法律に則った正しい手順で決算をするためにも、スケジュールを確認しましょう。ここでは3月決算法人で、法人税申告を行う場合を例に紹介します。



POINT 持分会社（合同会社、合資会社、合名会社）について

営利法人には株式会社以外にも「持分会社」があります。持分会社は3種類あり、それぞれ出資者である「社員」（株式会社における「株主」であり、従業員とは別）の責任範囲が異なります。また、株式会社では出資者である株主と経営者は必ずしも同一でないのですが、持分会社では出資者と経営者が同一となります。（株式会社は「所有と経営の分離」という仕組みです）。合同会社では出資割合に関わらず、自由に議決権の割合が決められる（意思決定の影響力を変えられる）という点も特徴です。株式会社と比較して、設立費用が低く、定款認証や決算公告の必要がない等の特徴があります。芸術文化の団体としては「合同会社」が比較的多く選択されています。

持分会社の種類

- ・合同会社（LLC）：有限責任社員1名以上（有限責任社員のみ）
 - ・合資会社：無限責任社員1名以上、有限責任社員が1名以上
 - ・合名会社：無限責任社員1名以上（※無限責任社員のみ）
- ※無限責任…会社の債務について限度なしに支払いをする責任のことで、とても重い責任。

Q 株式会社と合同会社の それぞれの特徴は？

48

営利法人として、演劇の制作会社を仲間とつくろうとしています。現時点では「株式会社」と「合同会社」が候補なのですが、このふたつはどう違いますか。

[演劇制作 Aさん]

A 知名度、設立コスト等に違いがあります。

Aさんが悩まれている通り、会社を新規に作ろうと思ったとき、一般的には「株式会社」と「合同会社」が候補に挙がってくると思います。実際、国税庁の統計をみてもいずれかの会社形態をとっていることが多いです。知名度では歴史的にも長く使われている株式会社のほうがまさっており、株式会社のみ上場も可能となっていることは株式会社を選択する理由のひとつです。その他、会社形態による違いについては表にまとめましたので、まずはこちらをご参照ください。

株式会社と合同会社の違い

	株式会社	合同会社
知名度	高い	低い
設立コスト/手続き	高い	低い
定款認証	必要	不要
仕組み	所有と経営の分離	出資と経営が一体
責任	いずれも出資者は有限責任	
出資者	株主	経営者
意思決定	出資割合に応じた多数決	頭数に応じた多数決
決算公告義務	有	無
資本準備金制度	有	無
株式上場	できる	できない

■ 設立時のコストでの相違

いずれの法人も出資額は1円から設立することができますが、定款が正当な手続きを経て作成されたことを証明するため、株式会社のみ定款の認証費用がかかります。また株式会社、合同会社のいずれにおいても登録免許税の負担が必要です。この登録免許税について、合

同会社では最低額が6万円と株式会社より安いのが特徴です。

■ その他コスト面での相違

少し細かい論点ですが、合同会社では資本金の額を柔軟に設定することができ、出資された額（払い込みされた金額）と資本金に計上した金額との差額が自動的に資本剰余金となります。それに対して、株式会社では資本金以外に資本準備金を設定できる制度がありますが、資本準備金に組み入れが可能なのは払込金額の1/2までとなっており、資本金の額を極端に小さくすることができません。資本金の金額によっては登録免許税を節約できたり、設立2期までの消費税の計算に影響がでることがあるため、その点はコストや税金のかかり方に違いが生じます。

その他のコストとして、株式会社では決算公告の義務があり、事務的な負担やコスト面で株式会社の方が負担が大きくなる傾向があります。決算公告義務を除けば、設立後の運営コストは基本的に大きな違いはなく、設立時の手続き・コスト面からは合同会社が有利な選択といえます。

■ 所有と経営の仕組みの相違

次に、所有と経営の仕組みについてです。合同会社は所有（出資）者と経営者が一体であることから、出資者＝経営者によって経営されます。また原則、出資割合と関係なく1人1議決権で意思決定されることが特徴として挙げられます。

それに対して株式会社は所有と経営が分離され、経営者＝所有者とは限りません。株主に選任された経営者が経営をすることになりますが、意思決定では株主の意向が反映されます。合同会社と異なり、原則出資比率に比例して議決権数が増え、意思決定への影響力も増すことから出資比率が大きな意味を持ちます。株式会社は所有と経営が分離されていることで、株主が経営の健全性をチェックする機能もあり、会社の行動に一定の秩序が加わるメリットがあるため、信用面で合同会社を上回るとされています。

■ 税制上は大きな違いがない

一方、いずれの法人でも変わらないのは、税金のかかり方です。上記で触れた資本金の設定額に纏わる登録免許税や消費税の影響を除き、いずれの会社でも法人税・消費税等の税金計算の方法や税率等税制上大きな相違がないことは知っておいてもらえればと思います。最後に、設立後における合同会社と株式会社での会社の種類変更は手続きコストがかかりますが、いつでも可能です。そのためAさんも知名度や会社の仕組み、トータルのコストや運営上の利便を考え、設立時の会社種類を選択して、その後不都合等があれば変更を検討するかたちもよいかと思います。

Q 役員へ報酬を支払う際の注意点は？

今年、アートマネジメント業務を請け負う株式会社を立ち上げました。自社の取締役へ報酬を支払いたいのですが、注意点はありますか？

[アートマネジメント企業創業者 Kさん]

A 条件・タイミング・手続き等に要注意です！

法人の役員に対して報酬を支払うには一定のルールが存在します。

基本的に「定期同額給与」として毎月固定の金額で支払うか、または「事前確定届出給与」として前もって支払いの金額・時期を決めてその通りに支給することで、役員への報酬を損金に算入でき、納税負担が減ります。では、実際に役員報酬を決定ないし改定するために、どのような手続きを行えばよいかを説明します。

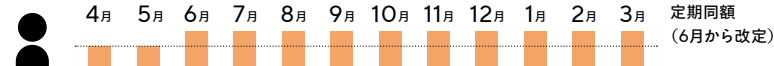
■「定期同額給与」として役員報酬を支払う場合



「定期同額」の字面のとおり、4月から3月まで一定の金額が並んでいます。会計期間開始の日から3カ月以内に、株主総会等で改定後の支給額を決定し、その後到来する支給期から改定後の金額で実際に支給することで「定期同額給与」として損金算入が認められます。設定した金額を超えて支給してしまうと、その部分は損金として認められない部分になりますので注意してください。

定期同額の支給額を改定する場合は、期首から3カ月以内（図の3月決算法人の場合、4月～6月）に株主総会（合同会社の場合は社員総会）等で決議された事実を議事録として残しておく必要があります。こうした改定は年1回に限り行えるのが原則ですが、業績が著しく悪化した場合や、役員の職制上の地位の変更（例えば平取締役から代表取締役への地位の変更）等があった場合には、例外的に別途期中改定が認められることもあります。

代表取締役



改定前及び改定後においては毎月固定の同額にする必要があります。例えば図のように3月決算の法人が6月改定で増額するということであれば、6月分以降、基本的には翌年5月までは当年度の同額になり、翌年の4月～6月になったら金額の改定を検討します。

株式会社はルール上、決算日から3カ月以内に定時総会を開催しなくてはなりませんので、3月決算であれば通常6月までに総会が開催されます。そのタイミングで毎年金額改定を決定すれば、そこから1年間同額の支給が可能となりスムーズです。

また、そのタイミングであれば前年度の決算が終了し、実績が判明しているため、前年の実績を踏まえ当年度の見込みを加味しながら、どれぐらいの役員報酬水準にするべきか決定することが可能となります。

■「事前確定届出給与」として役員報酬を支払う場合

「事前確定届出給与」は、前もって支払いの金額・時期を決めて、その通りに支給する方法です。「事前確定届出給与」として認められるためには、「①期首から4カ月が経過する日」もしくは、「②総会の開催日から1カ月が経過する日（職務遂行開始日の方が総会開催日より早い場合はそこから1カ月が経過する日）」のうち、いずれか早い日までに所轄税務署長に届出を出し、かつ、届出上の金額と時期の通りに実際の支給を行う必要があります。

例えば、3月決算法人で6月25日に株主総会を開催すると仮定します。この場合、期首から4カ月が経過した日である7月31日より、株主総会開催日から1カ月が経過した日である7月25日の方が早く到来しますので、7月25日までに届出を出さなくてはなりません。年中いつでもこの届出が出せるわけではないことに注意してください。

そのため、「事前確定届出給与」として支払いたい場合、事業年度が新年度になったら急ぎ方向性を考えておかないと、届出のタイミングに間に合わなくなってしまいます。また、届け出た時期と金額の通りに実際に支給しないと損金に算入できないためその点についても注意が必要です。

Q 同業者の夫婦で法人化するメリットは？

50°

夫も妻もそれぞれフリーランスの編集者として活動していますが、ひとつの会社として法人化することでなにか得られるメリットはありますか？

[編集者 Sさん]

A 「社会的信用力の向上」「事務の効率化」「役員報酬設定による税負担の軽減効果」等のメリットがあります。

個人事業主での活動も軌道にのってきて、収入規模も大きくなってくると法人にした方がいいといった話を聞く機会も増えてくるかもしれません。3つの視点から考えていきましょう。

■ 社会的信用力の向上

一般的に大企業等の場合、業種に関わらず、取引相手や発注先に法人格を求めるといった傾向があります。法人にすることで信用力が向上し、取引上の制約を排除できるメリットがあり、個人だからと取引を断られるといったことが避けられるようになります。従業員の採用面でも個人より会社の方が信用力が高いと考えられています。これらは法人化に伴う負担の裏返しでもあります。登記等の手続きを踏むことで社会により認められた存在として活動しやすくなります。

■ 事務の効率化

夫婦がそれぞれ事業をされていると、別々に帳簿を作成・管理する必要がありますし、資料を別々に分類・管理する手間もあります。夫婦共通でかかる家賃、水道光熱費等の経費計算の煩雑さ、各々で確定申告をしなければいけない等事務負担が重なる傾向があります。その点、会計主体を1つにすることで会計処理や税務申告を一本化でき、事務の効率化を図れる余地があります。

■ 税負担の軽減効果

法人化することで役員報酬設定等による税負担の軽減効果もあります。所得税は累進課税であるため、個人事業の場合、所得が大きくなると徐々に税負担が大きくなっていきま

す。個人の所得が少ないうちは適用税率も小さいのですが、所得が増えていくと段階的に適用される税率があがります。それに対して法人所得の場合、最大でも税負担は約35%であるため、法人としての所得とする方が税負担が軽くなる余地があります。フリーランスの編集者として活躍されているおふたりの所得がある程度高い水準にある場合を想定すると、ひとつの会社とすることでトータルの税負担を軽くできる余地があります。

具体的には両者が役員報酬や給与を受け取ることで給与所得控除を活用でき、各々に適用される所得税の税率を軽減できる余地がある他、法人税と所得税の税率差等による恩恵を受けられる可能性もあります。また、法人化に伴い、取り得る税金対策の幅が広がるメリットも挙げられます。それらを組み合わせることで、個人法人にかかる税負担の水準を軽減できる余地があります。

■ 設立コストや経理処理の複雑化、社会保険の負担等、デメリットも

ただし、法人化にはデメリットもあります。法人化するにはまず設立時のコスト等事務・費用面での負担があります。また経理処理は個人のものより複雑になり、税務申告書作成の難易度もあがるため、会計事務所への依頼が必須となる等通常会計・税務面のコストが増大します。

それ以外でも法人化することで会社として負担すべき社会保険が強制適用されます。そのコストは小さくありません。役員報酬についても、金額水準は任意に決定することは可能ですが、原則期首から3カ月以内に月額を定額で設定する必要があり、期中利益の多寡に応じて自由に変更できないことから、コントロールすることが難しい点は注意が必要です。

Q 出張手当を支給すると、 どんな良い点がありますか？

57°

興行・公演等の出張の多い事業です。給与とは別に、出張手当を支給することでメリットがあると聞きましたが、具体的にはどういふことでしょうか。

〔舞台制作会社 Kさん〕

A 出張旅費規程をつくれば、 節税面でもメリットあり。

出張手当を支給する場合、支給ルールを定めた規程（出張旅費規程）を整備し、実際に出張が生じた際に規程の内容に基づき社長や従業員に支給すれば、通常合理的な範囲での支給であれば所得税が課税されません。そのため支給される個人側には、税金がからずに手当を受け取ることができるメリットがあり、支給する法人側も旅費として費用計上できるため、税金削減効果が見込めます。

出張旅費規程とは具体的にどういふものかという、規程の中で、出張を定義し、出張に伴い支出する交通費、宿泊費、日当等の各項目について支給ルールを具体的に定めておきます。例えば、交通費であれば実費支給、宿泊費であれば社長、管理職、一般社員等の立場ごとにそれぞれ一泊あたりいくら、日当であれば一日あたりいくらといった具合に、支給基準を具体的に定めます。

出張旅費（交通費・宿泊費・出張手当）は、基本的に旅費として経理処理すれば会計上問題がありません。また先述の通り、所得税法上非課税ですので、実際の出張事実に基づき規程に従い支払う限り、源泉徴収は不要になります。

国内、国外問わず遠方への出張が多いケースでは、規程を整備して、それに基づく支払額を増やすことで、給与と同額払うよりも税負担額を下げられる余地もあります。メリットが十分にありますので、条件に適合する会社は、出張旅費規程の活用をおすすめします。

Q 固定資産を購入するときに 気をつけることは？

58°

新たに事務所を構えることになり、パソコンやデスクの購入がこのあと控えています。固定資産の購入時に気をつけることがあれば教えてください。〔舞台制作事務所 Sさん〕

A 固定資産の費用化（減価償却）には いくつかのルールがあります。

固定資産を費用化するためには「減価償却」を行う必要があります。減価償却とは、資産の取得に要した金額を一定の方法によって各年分の費用として配分していく手続きです。

■ 減価償却の計算方法

1組が10万円以上の資産については、「法定耐用年数」という国税局が資産ごとに定めた年数にしたがって費用化します。例えばパソコンは4年で償却する等、資産ごとにその償却年数が決まっています。また、それが中古資産の場合は、購入時点で既に使用されていた期間を、耐用年数から差し引いて償却してよいといったルールになっています。

また、減価償却を行う場合には、基本的に購入し使用を開始した月から月割りで償却していきます。そのため、使用開始時期がその会計年度の期首に近いほうが償却できる期間が増えるので、期首に近い時期に固定資産を購入・使用開始すると、年度内に費用化できる金額が大きくなるという効果があります。

■ 減価償却の特例（少額減価償却資産の特例／一括償却）

ただし、減価償却には例外があります。「1組30万円未満の資産は、取得して使用開始した期にすべて減価償却して費用化できますよ」という話を聞いたことがある人もいるかと思います。それがいわゆる「少額減価償却資産の特例」という制度です。こちらは青色申告を選択している中小企業者等が使える制度で、年間上限額300万円まで、1組30万円未満の固定資産を使用開始年度の費用にできます。

また、減価償却方法のその他の例外としては「一括償却」という、1組20万円未満の資産を3年で均等に償却して費用化できる制度もあります。一括償却は白色申告を選択している場合でも適用することができます。

Q 「社宅」にはどんな税務上のメリットがありますか？

53

役員が住居用に借りているマンションを社宅にすることで、税務上のメリットがあると伺ったのですが、どういことでしょうか。

〔株式会社役員 Tさん〕

A 「借り上げ社宅」とすることで、法人・個人双方にメリットあり。

法人が従業員や役員のために法人名義で社宅を借りて、それを役員や従業員へまた貸しすることを、一般に「借り上げ社宅」といいます。これにより法人・個人双方に節税メリットが生じる可能性があります。

まず法人側では、社宅の家賃が法人の費用として計上できるメリットがあります。通常は、法人が役員や従業員に給与を支給し、その中から役員や従業員自身が家賃を負担するかたちになると思います。ですが借り上げ社宅の場合には、一旦、法人側で家賃を全額負担することになるので、その分を法人側で費用として計上できます。

また個人側でも家賃を会社が支払ってくれることで同額を給与として受け取る場合と比較して、所得税を節約できるメリットが生じます。

ただし、家賃を全額法人側で支払ったとしても、実際に社宅を利用する役員や従業員が一定水準以上の家賃を負担しなければならないルールとなっています。家賃を一定の金額（賃貸料相当額）以上負担していれば、その分は、社宅を利用する個人において給与として課税されません。法人が従業員や役員から徴収する家賃の目安については所得税基本通達で具体的な計算式が定められています。

例えば約10万円の家賃を法人で負担している場合には、従業員や役員は通常数万円程度の範囲内の負担で社宅に住むことが可能です。ただし、社宅の床面積が広く、小規模な住宅でないとみなされる場合には、家賃の50%または場合によりそれ以上の金額負担を要する場合がありますので、注意が必要です。

Q 「共済」はどういったものがありますか？

54

「共済」には、どういったものがありますか？多くの企業が使っていると聞きました。

〔編集会社代表 Nさん〕

A 「小規模企業共済」「中小企業退職金共済」「倒産防止共済」等の共済があります。

よく利用される共済の制度としては、「小規模企業共済」「中小企業退職金共済」「倒産防止共済」の制度があります。

■ 小規模企業共済

「小規模企業共済」は個人事業主や会社の役員が個人で加入するもので、中小企業経営者向けの廃業後ないし退職後の生活資金として積み立てる共済です。この共済は廃業時や役員の退任時に、掛けていた共済金額や納入期間によって、掛け金に金額がやや上乗せされて戻ってくる共済ですので、退職金ないし年金の代わりに資金を積み立てるのに有効です。

掛け金は、月額7万円×12カ月が年間で最大に掛けられる金額です。この掛け金の全額を個人の確定申告で所得控除として控除可能ですので、所得税の負担を減らせるメリットがあります。

■ 中小企業退職金共済（中退共）

「中小企業退職金共済」は、法人または個人事業主が加入する共済で、中小企業等の従業員向けの、退職金代わりの共済で、福祉の増進と雇用の安定を図ることを趣旨とした共済制度です。従業員に支給する退職金の事前の積み立てとして、掛金を法人側で費用化することができるので、税負担を減らせます。従業員の退職金は、基本的には支給した年度で費用化されるものですが、この共済を利用することで積立段階で費用化できるので、税務上の特典です。解約や掛金減額は制約があるので、活用する場合は注意が必要です。

会計事務所を探す・選ぶコツ

公認会計士・税理士 杉山雅彦

組織が大きくなったり、活動が活発化すると、会計事務所等専門家の手が必要になってきます。一方で「会計事務所をどう探しているのかわからない」という声もあるようです。

■ 会計事務所へのアプローチ方法

会計事務所の探し方には以下のような方法があります。

- ・インターネットで検索をしてみる
- ・知人・友人・取引先に紹介をしてもらう
- ・既にお世話になっている弁護士、司法書士の方等各種専門家に紹介をしてもらう
- ・税務署の無料相談等から探してみる
- ・各種セミナーに参加してみる
- ・会計ソフト各メーカー等が推奨／紹介する会計事務所に問い合わせる

いずれの方法でも会計事務所を見つけることは可能ですし、他にも方法はあるかと思えます。しかし、自分たちにあった会計事務所であるかどうかを見極めるのは簡単ではありません。そのため、会計事務所に期待する役割はなにか、どの範囲でサポートをお願いしたいのか等、自分たちがこだわっているポイントがなにかを一度検討することをおすすめします。その上で会計事務所の違いについて整理してみたいと思います。

■ 得意としている分野・サービスに違いがある

会計事務所の比較ポイントのひとつとして、得意としている分野の違いが挙げられます。

例えば、アートやカルチャー領域に多くの顧問先を持っているか、非営利法人の実務に精通しているか、相続等の資産税領域をカバーしているか、補助金・助成金・融資等の獲得支援に力を入れているか等、具体的な分野や提供サービスの違いを見ていきます。これらは口コミやインターネット上の情報、その会計事務所のホームページにある実績記載等を参照したり、実際に問い合わせをしてみることで分かります。

自分たちのビジネスや活動内容に特色がある場合は、その領域を得意としている会計事務所に依頼することもポイントです。業種特有の税務処理の理解や、深度ある業界理解からくるコミュニケーションの円滑さ等、目には見えにくいところでサービスの差が出るもので、外部からはその違いが分かりにくい部分もあるかもしれません。そのため、実際に会計事務所にコンタクトを取り、経験値や知見等を尋ねてみるのもよいでしょう。

■ 倒産防止共済（経営セーフティ共済）

「倒産防止共済」は、取引先が倒産した際に、掛け金に応じて、スピーディーに低金利で借入れができる共済制度です。売掛金が回収できず資金繰り難になって連鎖的に倒産に追い込まれるのを防ぐことが趣旨です。個人事業主・法人どちらでも加入でき、掛け金が全額費用になります。

この共済は掛け金を払った年度には税金が安くなりますが、解約した年度には収益となって利益に積み上がります。そのため、税負担の減少というよりは税負担の繰り延べが可能な制度と言えます。ですから、将来解約をして資金を作りたい場合には、解約年度の業績等も考慮する必要があります。

掛け金は、年間で最大、月額20万円×12カ月分掛けられます。決算前に利益が大幅に出してしまった場合等に、決算月に1年間分の掛け金を前払いすると最大で240万円まで費用にできるので、税負担を一時的に減らせるメリットがあります。自社の業績やキャッシュフローへの影響も見ながら活用をご検討ください。

■提供サービスの充実度と報酬水準は相関関係にある

また、提供サービス面では、一般的には下記のような充実度やカバー範囲の違いにより報酬金額も変わってきます。

- ① 年1回のみ決算申告の時期に集中して処理代行を実施する代わりに安価な料金体系
- ② 上記サポートに加え、期中に記帳指導や定期的な実績振り返り機会の提供、税金対策のアドバイス、質問対応等がある代わりに報酬水準が①よりは高い
- ③ ②に加え資金調達の支援や事業、経営管理等にかかる各種相談ができる体制があり、それらのオプション料金が設定され、サービスの取捨選択ができる

会計事務所にどこまでの範囲のサポートを求めたいか？ 捻出可能な予算はどの程度か？といった点を踏まえ、自身の求める内容にあった会計事務所を選ぶことが重要です。特定の相談事項のみスポットで有償相談に応じる事務所もあります。そうした事務所を探してみるのもおすすめです。

■予算が限られる場合、行政サービスの活用も検討を

どうしても予算の関係でコストを抑えたいという場合は、必要最低限の申告のみ対応してくれる安価な会計事務所を探す方法もあります。

また、管轄税務署の窓口にお問い合わせたり、国税局電話相談センター等無料で相談に乗ってもらえる公的窓口を活用したりしながら、実務を進めることをおすすめします。ただし、国税局電話相談センターは一般的な相談内容に限って回答してもらえる窓口ですので、個別具体的な相談をしたい場合には、管轄税務署の窓口にお問い合わせしましょう。

■充実したサービスにはそれなりのコストがかかる

専門家も、駆け出しの若手や一人で経営している事務所等においてはボランティア的に安価なサービス提供を行っているケース中にもあるでしょう。ただ、長期的に見れば、良い専門サービスを提供し続けるためには、会計事務所側でもさまざまな管理体制や人材への投資等が必要です。充実した専門サービスをより安価に……というニーズを同時に満たすことは難しい場合も多いでしょう。

多くの会計事務所では、年単位で顧問契約を締結し、日常的なサポートを行っています。顧問契約の締結を前提にして、新たに会計事務所を探す際、初回相談料を無料としている会計事務所も少なくありません。まずは冒頭で紹介した探し方等で該当した会計事務所の中から、自分たちのこだわりや価値観、求めるものにあう先を複数あたってみましょう。そこから実際に質問をぶつけ丁寧に比較することで、ミスマッチは少なくなると思います。



外部への支払い

法人から個人事業主に報酬を 払う場合に気をつけることは？

55

外部のデザイナー等、フリーランス（個人事業主）に報酬を払う場合に気をつけることはありますか？

〔NPO法人経理 Aさん〕

A 支払う報酬から 源泉所得税の天引きが必要です。

一定の報酬の支払いについては源泉所得税の天引きが必要になります。この天引きを「源泉徴収」といいます。源泉徴収は報酬を支払う側の義務です。

源泉徴収が必要な報酬としては、国税庁の資料「報酬・料金等の源泉徴収事務」で定められています。例えば、原稿料や講演料、デザイン料、士業（弁護士・税理士等）への報酬等があります。逆に不要なものとして、スタイリストやプログラマー、行政書士に支払う報酬等があります。

源泉所得税の税率は原則としては10.21%です。ただし1回あたりの支払額が100万円を超える場合は、その100万円を超える部分については20.42%になります。例えば120万円の取引の場合は、まず100万円の部分を10.21%で計算して10万2100円、次に20万円の部分を20.42%で計算して4万840円、合計した14万2940円が源泉所得税です。天引きした源泉所得税の金額は原則として、その報酬を支払った月の翌月10日までに納付します。

また、士業（弁護士・税理士等）の報酬に関しては、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出することで支払った月の翌月10日という期限について半年に1度の納付（1月20日と7月10日）にすることができます。

支払い



外部への支払い

個人に依頼したウェブサイト制作の 源泉徴収はどうすべき？

56

ウェブサイト制作をフリーランス（個人事業主）に依頼しようと思っています。源泉徴収はどうすべきですか？

〔舞台制作会社広報担当 Kさん〕

A 支払う報酬のうちデザイン料は源泉徴収しなければなりません、コーディング料は源泉徴収しなくてもよいことになっています。

ウェブサイト制作費の中には「ウェブデザイン費」「コーディング費」「プログラミング費」といったものが含まれていると思いますが、それぞれで源泉徴収の取り扱いが異なります。

デザイン費は、国税庁の資料「報酬・料金等の源泉徴収事務」の源泉徴収対象の中に含まれている報酬です。つまりウェブデザインの報酬については源泉徴収の対象です。一方でコーディング、プログラミング等はこの資料内に記載がなく、源泉徴収対象に含まれていません。すなわち源泉徴収不要の報酬になります。

もしKさんが依頼したフリーランスの方が源泉徴収の金額を抑えたいときは、請求書を作る際に項目分けをし、デザイン料の分だけ源泉徴収の対象にする方法があります。項目分けをせずにウェブ制作費一式として報酬を払う場合は、ウェブデザインの部分が含まれているという解釈になるので、総額から源泉徴収しなければいけません。



外部への支払い

源泉所得税の 基準にすべき金額は消費税込？ 税抜？

57

舞台公演の照明を委託した方から請求書を受け取りました。源泉所得税の額は消費税込と税抜のどちらを基準にすべきですか？

〔演劇団体制作担当 Sさん〕

A 原則は税込額を基準にしますが、請求書で税額が区分されていれば税抜額で計算してもよいです。

原則は税込額×10.21%で計算します。ただし請求書等で税抜き金額と消費税額が明確に区分されているのであれば、税抜額×10.21%で計算してもよいとされています。つまり消費税額が区分された請求書では、源泉所得税を税込でも税抜でも、どちらで計算したとしても正しいことになります。

もしも、支払いを受けるフリーランスの方が早めに現金を受け取りたいのであれば、税抜で計算されることで源泉徴収額が減り、先に受け取る現金が増えるメリットがあります。ただしその場合も、最終的には納税額を計算する際に源泉徴収分を加味するため、トータルで受け取る金額は税込での計算時と同額です。



外部への支払い

「旅費」「謝金」「お車代」等の 源泉徴収の取り扱いとは？

58

「旅費」「謝金」「お車代」等の名目で支払うものは、源泉徴収しなくていいのでしょうか？

〔出版社勤務 Tさん〕

A 大切なのは、名目ではなく実態です。実態が 報酬に相当するものは源泉徴収の対象です。

源泉徴収においては、支払いの名目は関係なく、実態が大切です。いくつかのケースに分けて説明します。

「旅費」「謝金」「お車代」等として、交通・宿泊にかかった支払いをした場合でも、実態が所得税法第204条第1項に規定された業務の場合、源泉徴収の対象になります。業務の提供に対して請求書上その一部を「お車代」として支払うケースも、実質的に源泉徴収対象の業務の対価ということであれば、実態から考え、原則通り源泉徴収が必要になります。

業務の対価としての報酬と付随的に生じる旅費交通費・宿泊費をまとめて支払うケースでは、旅費交通費・宿泊費を含めた総額から源泉徴収をするのが正しい取り扱いです。報酬部分だけに源泉徴収をするのは正しくありません。

例外として、報酬を支払う側が直接、交通・宿泊機関に支払う場合は源泉徴収不要で、天引きしなくてよいとされています。例えばTさんの場合、業務を委託した相手から旅費交通費・宿泊費の領収書をTさんの出版社名義で発行してもらい、支払いの際に「報酬と実際に払った実費」というかたちで合わせて支払った場合は、実費部分に関しては源泉徴収の対象外としてよいとされています。



外部への支払い

来日したアーティストに 報酬を支払う場合の注意点は？

59

国外に在住するアーティストの方に、国内で実施するイベントに合わせて来日してもらいます。報酬を払う場合の注意点を教えてください。

〔レジデンス施設運営者 Nさん〕

A 源泉所得税が20.42%になることに注意。

日本国外に住んでいる個人（非居住者）や、外国に本店がある会社（外国法人）への支払いが、「国内源泉所得」である場合において、税率が20.42%の源泉徴収が必要です。「国内源泉所得」とは、日本国内で獲得される所得のことです。

注意点として「非居住者」に国籍は関係ありません。日本国籍の人でも外国に生活の拠点があれば非居住者です。逆に外国籍の人でも日本に住所があれば、非居住者にはなりません。また「外国法人」については、日本国内の取引とは異なり、支払先が法人であるにもかかわらず源泉徴収が必要となることに注意してください。支払いをする側は、非居住者・外国法人についての源泉所得税を預かった場合も、通常の源泉所得税と同様、原則として支払った月の翌月の10日までに税務署に納付します。

2割強という高い税率になるので、トラブルを予防するためには、契約時に実際の振込金額について双方で確認のうえ合意を得ておくことが大切です。

■ 源泉所得税が減免される「租税条約」

なお、「租税条約」という源泉所得税を減免できる条約がある場合もあります。2国間で結ぶ条約なので、国ごとにどのような内容になっているかで取り扱いが変わります。租税条約の適用を受けるためには「租税条約に関する届出書」という書類を、支払いをする前に提出する必要があります。書類は、報酬を受け取る非居住者が、報酬の支払者を通じて、報酬の支払者（団体）の所轄税務署に提出します。

今回の場合は、招聘アーティストの居住国によりますが、アーティストが支払者であるレジデンス施設を通じ、施設のある所轄税務署に提出すれば、減免が受けられるかもしれません。減免の度合いや必要な添付書類が条約によって異なるので、国税庁のウェブサイトから最新情報を確認してください。



外部への支払い

国外からオンライン出演してもらう場合、源泉徴収は必要？

Q

海外に住んでいるアーティストに現地からオンラインイベントへ出演してもらう場合、アーティストへの報酬支払について、源泉所得税は徴収すべきでしょうか。

〔国際アートフェスティバル事務局 Hさん〕

A 国外で完結する業務について 源泉徴収は不要です。

国内源泉所得に該当するかどうかの判断は、国内で発生した業務の対価かどうかのポイントになります。完全に国外で完結する業務であれば、源泉徴収の必要はありません。あくまで「どの場所で提供された業務なのか」に着目してください。

つまり業務が提供された場所（国内なのか国外なのか）と、払った報酬の性質が実態としてなんなのか（業務の提供なのか）を突き詰めて、源泉徴収の要不要を判断する必要があります。

源泉徴収が必要な場合の税率は20.42%です。国によっては「租税条約」があるので、減免についても注意が必要です。租税条約については [Q.59](#) で解説しています。

なお、業務の対価という枠からは外れますが、ロイヤリティ（著作権等の使用料等資産の貸付の対価）は、国外からその使用权を提供してもらったとしても国内において業務を行うために使用されるものは源泉徴収の対象です。



外部への支払い

運営スタッフへの支払いは「給与」？ それとも「報酬」？

Q

芸術祭事務局で運営スタッフに業務をお願いしています。「給与」と「報酬」のどちらとして支払うべきか、どう判断したらいいのでしょうか。

〔芸術祭事務局代表 Mさん〕

A 契約ではなく、事務局側からの拘束性の強弱、 裁量の大きさ等実態で「給与」か「報酬」か 判断されます。

雇用者への「給与」とするか、業務委託としての「報酬」として支払うかによって、源泉所得税の税率や消費税の扱いが変わってくるため支払者側では注意が必要です。取り扱いを誤ってしまうと、追加の納税が必要になることもあります。

「雇用契約をしていれば給与」と誤解されがちですが、働き方の実態で判断されます。具体的な判断基準は、拘束性の強弱、業務遂行方法の決定において運営スタッフの自由裁量の有無、運営スタッフの監督を事務局がどの程度しているか、時間給で支払われるか又は成果に対しての対価として支払われるか等で総合的に勘案されています。

例えば、下記の様な状況に多くあてはまる場合には「給与（雇用）」に該当するものと考えられます。

給与になるかどうかのチェックリスト

- ☐ 事務局から就業時間が指定されている、または就業時間が管理されている
- ☐ 就業場所が決められ、事務局の指揮命令系統、管理のもと作業を行っている
- ☐ 事務局が用意した設備、備品、材料を使用して業務を行っている
- ☐ 報酬が時間給をもとに計算されていたり、業務の成果に関係なく支払いがされる
- ☐ 就業規則等に従う必要がある

上記と逆の状況が多い場合には、業務委託としての「報酬」と判断されるものと考えられます。

支払い



内部への支払い

スタッフへの支払いに 源泉徴収は必要？

Q

公演でスタッフに支払いをします。給与やアルバイト代の支払時にも源泉所得税の徴収は必要ですか？

[ダンスカンパニー事務 Yさん]

A 従業員への支払い時にも源泉所得税の 徴収が必要です。

従業員に給与を払う場合は源泉徴収が必要となります。この場合は報酬の際の税率10.21%とは税額の計算が異なります。必ず給与計算をする際に、国税庁の「源泉徴収税額表」から源泉所得税の額を計算してください。

源泉徴収税額表には月額表と日額表があり、月額表は月や半月ごとに給与を払う場合に、日額表は日払い・週ごと・日雇いの場合に使うものです。給与の源泉所得税に関しても、原則として支払った月の翌月10日までに納付します。

例外として、給与等の支払いを受ける従業員・役員が常時10人未満の事業者（個人・法人問わない）の場合は「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」という書面を税務署に提出することで、半期に一度（7月10日、1月20日）の納付でよいことになります。税理士・弁護士等といった士業への報酬もこの特例の対象となります。



内部への支払い

日払いアルバイトの経理処理は どうすればいい？

Q

イベントを開催した際に、個人に日払いのアルバイトとして協力してもらおうと思っています。どのように経理処理をすればいいですか？

[演劇団体経理担当 Rさん]

A 日払いのアルバイトも源泉徴収が必要です。

ここでは「雇用」かつ「その日払い」のケースとして説明します。

従業員に日雇いや日払いで給与を払う場合には、原則として源泉徴収が必要です。10.21%で計算するものと異なりますので、国税庁の「源泉徴収税額表」の日額表から源泉徴収額を参照してください。なお、日雇い賃金で日額給与が9,300円未満である場合は源泉徴収は不要となります。

支払い方法によって税法上の取り扱いが変わることはありませんが、雇用主にとって給与明細の発行は義務です。特に現金手渡しの際は、給与明細の発行を忘れずに。

法人税法施行令第5条に規定する 収益事業の範囲（特掲34業種）

NPO法人や非営利型の一般社団法人、人格のない社団等（任意団体）が行う事業が、「法人税法上の収益事業」に該当するかどうかは、「法人税法施行令第5条（収益事業の範囲）に規定する特掲事業34業種（以下、特掲34業種）」と照合して判断します。ここでは34業種を紹介しつつ、特に芸術・文化団体で実施されることが多い事業について解説を添えています。

特掲34業種

1 物品販売業 2 不動産販売業 3 金銭貸付業 4 物品貸付業 5 不動産貸付業 6 製造業 7 通信業 8 運送業 9 倉庫業 10 請負業 11 印刷業 12 出版業 13 写真業 14 席貸業 15 旅館業 16 料理店業その他の飲食店業 17 周旋業 18 代理業 19 仲立業 20 問屋業 21 鉱業 22 土石採取業 23 浴場業 24 理容業 25 美容業 26 興行業 27 遊技所業 28 遊覧所業 29 医療保健業 30 技芸教授業 31 駐車場業 32 信用保証業 33 無体財産権の提供等を行う事業 34 労働者派遣業

参考：国税庁 平成26年3月公表資料

10 請負業 一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を得る事業。事務処理の委託を受ける事業も含まれ、例えばアートプロジェクトの事務局委託運営等も該当します。ただし、法人税が課税されない例もあります。詳しくは **Q.18** をご覧ください。

12 出版業 対価を目的に書籍、雑誌、冊子等の出版物を製作し、販売する事業。展覧会の記録集やインタビュー集、機関誌、アートブック等。ただし、その法人の会員向け冊子等は含まれません。

13 写真業 対価を目的に他人の依頼に応じ、写真機で撮影を行う事業。併せて動画撮影を行う場合や、フィルムの現像も写真業に含まれます。自らが撮影した写真集を出版する場合も該当します。

14 席貸業 貸画廊、貸ホール、貸劇場等、客席を設けて貸料・席料等の料金を得て客席・集会場等を利用させる事業です。ただし、国・地方自治体に対する席貸や、自身の団体の会員や会員に準ずるものへの実費程度の利用対価で提供する場合は含まれません。

16 料理店業その他の飲食店業 飲食の提供に適する場所で飲食物を提供する事業。このなかには、自ら調理せず他の調理者から仕出しを受けて飲食物を提供するものも含まれます。

26 興行業 映画、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、スポーツ、見せ物等の興行を行う事業。興行の媒介や取次ぎを行う事業も含まれます。

30 技芸教授業 「技芸の教授」「学力の教授」「公開模擬学力試験」を行う事業。有償のセミナーやワークショップ、講習等。ただし「技術の教授」のうち洋裁・和裁・着物着付け・編み物・手芸・料理・理容・美容・茶道・生花・演劇・園芸・舞踊・舞踏・音楽・絵画書道・写真・工芸・デザイン・自動車操縦等に該当する場合のみ、法人税法上の収益事業に該当します。

〔例〕 どの収益事業にあたる？ 芸術文化でよくあるケース

- 有料の演劇公演 → **26 興行業**
- 有料ダンスワークショップの開催 → **30 技芸教授業**
- 製作した作品集・報告書等をイベントで販売 → **12 出版業**
- アトリエや稽古場を有料で貸し出す → **14 席貸業**

〔必読！〕 特掲34業種の関連Q&A

「法人税法上の収益事業」の判断にあたっては、特掲34業種に当てはまるかどうか以外にも、複数のチェックポイントがあります。以下のQ&Aをぜひご覧ください。

- そもそも収益事業とは？ → **Q.15**、**Q.17** へ
- 特掲34業種のうち課税されない除外事例は？ → **Q.18** へ
- チャリティ公演、会員向け出版物等一部除外される事例もある → **Q.18**、**Q.29** へ

困ったときの資料・窓口一覧

会計・税務で調べたいことがあるとき、悩んで相談したいとき等、困ったときに役立つウェブサイトや専門窓口、書籍をご紹介します。

税・制度・法律について調べる

■ 国税庁ウェブサイト



国税庁の公式ウェブサイトでは、制度や法律について詳しく解説しています。「タックスアンサー（よくある税の質問）」ではニーズ・場面別の検索もできます。
<https://www.nta.go.jp/>

■ 国税庁確定申告特集サイト



国税庁オフィシャルの、確定申告の書類作成コーナーや作成ガイドがあります。個人の確定申告を行う際にはまず一番最初にみていただくとよいサイトです。
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>

■ 国税庁動画チャンネル



国税庁のオフィシャル動画チャンネルです。記帳や決算の仕方、インボイス制度の仕組み等を動画形式で紹介しています。
<https://www.youtube.com/user/ntachannel>

専門窓口で相談する

■ 国税局電話相談センター



税に関する一般的な相談に、国税局の職員が答える無料の専用ダイヤル。上記URLから所轄の税務署の電話番号を調べて問い合わせします。税について悩んだらまずここ。
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/denwa-sodan/index.htm#a-02>

■ 税務署確定申告会場

毎年2月頃、各地の税務署で確定申告の相談会場が開かれます。売上と経費を集計しておき、質問しながら確定申告書を作成できます。

■ 税理士の相談会



地域ごとにある税理士会では税理士による無料相談会があります。各税理士会で相談を行っている期間や相談方法はさまざまですので、お住いの地域の税理士会のサイトをご確認ください。
<https://www.nichizeiren.or.jp/consultation/info/>

■ 青色申告会



青色申告をする個人事業主を中心とする納税者団体で、全国の税務署ごとに組織があります。入会することで青色申告に関する疑問を直接聞けます。入会金や月額会費が必要です。
<https://www.zenaoirobr.jp/index.html>

NPO会計について調べる

■ みんなで使おう！ NPO法人会計基準ウェブサイト



NPO法人会計基準協議会が運営するウェブサイト。実務担当者のためのガイドラインや、NPO法人会計基準に関する不明点に答えてもらえる質問コーナー等があります。
<https://www.npokaikikijun.jp/>

■ 東京都生活文化局「事業報告書等の提出に関する様式・書式」



各種書類の様式がウェブサイトからダウンロードできます。Q&A等を含むガイドラインも併せて公表されていて、計算書類（活動計算書、貸借対照表）やその注記を作成する際の参考になります。
https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/documents/form/0000001164.html

■ 書籍『NPO法人会計基準[完全収録版 第3版]』（八月書館、2018年）
2010年に民間で策定されたNPO法人会計基準を解説する書籍。NPO法改正で公告が必要となった貸借対照表の作成について詳細に紹介されています。

索引

あ

■ 青色申告（あおいろしんこく）

Q.01、02、03、04、45、52
コラム P.68（一般社団法人編）

■ 按分（あんぶん）

Q.10、21、39

■ 売上（うりあげ）

Q.07、08、12

か

■ 開業（かいぎょう）

Q.01

■ 確定申告（かくていしんこく）

Q.02、03、05、06、07、08、13、40

■ 給与（きゅうよ）

Q.06、11、22、32、49、50、51、53、61、62、63

■ 経費（けいひ）

Q.03、05、07、08、09、10、12

■ 決算（けっさん）

関連解説 P.14（個人事業主編）、P.34（NPO 法人編）、P.58（一般社団法人編）、P.90（営利法人編）
※任意団体については、民法上の組合→個人事業主、人格のない社団等→一般社団法人を参照する

■ 減価償却（げんかしょうきゃく）

Q.03、52

■ 源泉徴収（げんせんちようしゅう）

Q.11、55、56、57、58、59、60、62、63

■ 控除（こうじょ）

Q.03、04、50、54

さ

■ 仕入税額控除（しいれぜいがくこうじょ）

Q.23、35、46

■ 社会保険（しゃかいほけん）

Q.50
コラム P.31（個人事業主編）

■ 収益事業（しゅうえきじぎょう）

※本書では「法人税法上の収益事業」のことを指す。
Q.15、17、18、19、20、21、24、25、28、29、30、31、34、37、43、44、45、47
コラム P.30（個人事業主編）、P.68（一般社団法人編）、P.88（任意団体編）
資料 P.118

■ 収入（しゅうにゅう）

Q.07

■ 消費税（しょうひぜい）

Q.23、35、41、46、57、61

■ 助成金（じょせいきん）

Q.01、07、13、23、24、31、35、40、41、46、47
コラム P.86（任意団体編）、P.103（営利法人編）

■ 所得（しよとく）

Q.02、07

■ 所得税（しよとくぜい）

Q.02、07、08、12、13、50、51、53
コラム P.30（個人事業主編）

■ 白色申告（しろいろしんこく）

Q.02、03、04、52

■ 人格のない社団等（じんかくのないしゃだんとう）

Q.36、37、38、43、44、45、46、47
コラム P.68（一般社団法人編）

■ 租税条約（そぜいじょうやく）

Q.59、60

ま

■ 民法上の組合（みんぼうじょうのくみあい）

Q.36、37、38、39、40、41、42

■ 免税事業者（めんぜいじぎょうしゃ）

Q.23

や

■ 役員（やくいん）

Q.22、32、49、50、54
コラム P.30（個人事業主編）、P.54（NPO 法人編）

ら

■ 利益（りえき）

Q.07

た

■ 損金算入（そんきんさんにゅう）

Q.22、32、49

■ 帳簿（ちょうぼ）

Q.03、08

■ 特掲34業種（とっけいさんじゅうよんぎょうしゅ）

Q.15、17、18、28、29、44
資料 P.118（法人税法施行令第5条に規定する収益事業の範囲（特掲34業種））

は

■ バス・スルー課税（ばす・するーかぜい）

Q.37、39

■ 非営利（ひえいり）

Q.14、15、26
コラム P.54（NPO 法人編）
P.86（任意団体編）

■ 費用（ひよう）

Q.07

■ 複式簿記（ふくしきぼき）

Q.03、04

■ 報酬（ほうしゅう）

Q.11、22、32、49、50、55、56、58、59、60、61

■ 法人税（ほうじんぜい）

Q.15、19

■ 補助金（ほじょきん）

Q.01、07、13、23、24、31、35、40、41、46、47
コラム P.86（任意団体編）、P.103（営利法人編）

おわりに

芸術・文化領域を支援する専門家の視座から

一人の会計・税務専門家として文化・芸術領域支援の活動を開始してから11年の年月が経過しました。この活動の開始当初は、文化・芸術領域の組織体やアーティスト・クリエイターのサポートを標榜する会計事務所は全くと言っていいほど見当たらず、同種の活動を行っている、ないし、行いたいという同業の仲間を見つけることにも苦労しました。実際、アーティスト向けの確定申告講座を開けば、手書きの支出メモを握りしめ、「レシート・領収書を捨ててしまったけど、どうすればいいの？……会計や税金の申告のことは右も左もわからない……」といった参加者等、会計や税金に関する知識は殆どゼロという人は決して珍しくはなく、「いったいどこから何を支援していけばいいのだろう」と途方に暮れたことを覚えています。

長年個人ベースの草の根活動として、アーティスト・クリエイター向けの確定申告に関する啓蒙や文化・芸術団体向けの会計・税務講座の開催といった活動を続けていくなかで、会計や税金に関する正確な知識を身につけることについて意欲を持った人が増えてきたと肌で感じています。今では私の営む会計事務所のメンバーも総勢20名ほどになりましたが、その多くが文化・芸術に一個人として愛情や愛着を持ち、その担い手をサポートすることに強い関心や意欲を持って業務に取り組んでいます。ここ数年は他の同業者を含め、「文化芸術活動の担い手を支援したい」という仲間がたしかに増えてきたという実感もあります。しかしその一方、文化・芸術領域の活動やビジネスの支援を専門事務所として展開していくなかで採算ラインから外れてしまい、通常のサポートの提供がどうしても難しい層の存在に長年頭を悩ませてきました。求められれば単発のセミナーに出張する等もしてきましたが、それだけではリーチする範囲が限られています。

昨年度からアーツカウンシル東京にお声がけいただき、場所を問わず視聴可能なオンラインによる連続セミナー「芸術文化創造活動の担い手のための会計・税務講座」を企画段階からお引き受けしたのも、これまでのジレンマを解消できたと確信したからです。連続セミナーでは、個人、営利法人、非営利法人、任意団体等の各活動形態別に実務上必要となる会計・税務の知識を凝縮してお伝えすることで、各当事者の立場に極力寄り添った内容を意識しました。そして、一過性のもではなく、実践的な知識として皆さんのなかに定着できるように、日々の現場の具体的疑問に答えるQ&A集として、本書を監修・執筆しました。連続セミナーの復習にもお役立ていただける内容と自負しています。

本書を監修・執筆するうえで専門用語の使い方にも苦心しました。会計や税務の専門家は正確な表現を徹底することを求められる立場ですが、文化・芸術領域の担い手の大半は税務はもちろんのこと、経理一般の知識に触れる機会が多くはありません。そのため専門用語をそのまま使用することでかえって理解を妨げたり、強いアレルギー反応を起こしてしまう危険もあり、

用語使用については本書の監修・執筆を担当するメンバー同士で意見の相違もありました。税法用語と微妙な違いがあるとしても、一般に流通し、読者にとって馴染みのある用語や言い回しを使用するべきか。それとも、正確な概念理解が進むことを目指して徹底的に専門用語を使用するべきか。そのトレードオフには毎回悩みます。

本書では各章の監修担当者が異なるため、解説の表現や内容構成に多少のばらつきがありますが、各々独立した専門家の仕事としてあえて尊重しています。本書の制作に携わったメンバーたちが、制作プロセスで得たであろう気付きや学びは山内真理事務所としても財産になったと感じています。

さて、この「おわりに」を執筆するまでも、講座の受講者が何組も事務所にご相談にいらっしやいました。これまでは具体的税務アドバイスの、もっともっと手前の話、例えば、組織設計のあり方や各組織体毎の基本的な税金の考え方の話から始めなければならない、骨を折る状況でしたが、講座の実施後からは各々が土台となる知識を習得されてからいらっしゃるようになったことにさっそく手応えも感じています。文化・芸術の担い手たちが連続講座や本書を通じて基本的な知識を整理し、ときには専門家も頼りながら、複雑な問題に対処し、より豊かな芸術文化活動を継続していく……そんな一助になることを願うばかりです。

公認会計士山内真理事務所／株式会社THNKアドバイザー

公認会計士・税理士 山内真理

監修者プロフィール

監修・執筆

Yamauchi Accounting Office

TH
NK

For Growth of
Arts and Culture.

公認会計士山内真理事務所／株式会社THNKアドバイザー

2011年創業。会計・税務・財務の専門領域から文化や創造的活動を下支えし、多様な文化活動・経済活動の促進に貢献することをミッションとする会計専門家集団。約20名が所属。表現活動の持続可能性の支援／文化の社会的波及への寄与／他の専門家との協働による多角的問題解決／地域文化振興／国際展開支援等、様々な視点から会計・税務をはじめ各種専門サービスの設計・提供を行っている。

<https://yamauchicpa.jp/>

メンバープロフィール

山内真理（公認会計士・税理士）

公認会計士山内真理事務所／株式会社THNKアドバイザー代表。1980年千葉県生まれ。一橋大学経済学部卒。有限責任監査法人トーマツ勤務を経て、2011年にアートやカルチャーを専門領域とする会計事務所を設立し、現在に至る。Arts and Law理事、認定NPO法人東京フィルメックス理事、東京芸術祭監事、文化審議会文化経済部会 基盤・制度ワーキンググループ専門委員ほか。

伊沢成貴（税理士）

1987年東京都生まれ。大学・大学院にて会計・税法を学ぶ。卒業後、都内会計事務所にて個人事業主・中小法人の会計税務業務に6年間従事。自らの関心のあるカルチャーを会計税務を通じて支援したい思いを持ち、公認会計士山内真理事務所に2017年入所。音楽・現代美術鑑賞・銭湯巡りが趣味。

飯塚祐亮（税理士）

1991年神奈川県横浜市生まれ。上智大学経済学部卒。音楽家と税理士のいる家系に育つ。大学卒業後、税理士試験受験生を経て当事務所に入所。エレクトーン奏者である母や周辺の音楽家の影響もあり、文化芸術家に対する会計的・税務的な支援の必要性を強く実感して公認会計士山内真理事務所に入所。

杉山雅彦（公認会計士・税理士）

教師である親の姿をみて、自分も専門スキルを活かし、世界を広げながらも人の役に立てる仕事をしたいと思い公認会計士を目指す。会計士資格取得後、有限責任あずさ監査法人に入所。監査法人時代はベンチャー企業のIPO支援や法定監査に従事。旅行を通じた地域の発見、建築、美術館巡り、ランニングが趣味。アートや文化が持つ魅力に魅せられ、芸術・カルチャーの担い手の方々に支援したいと公認会計士山内真理事務所に2021年入所。

谷夏比古（税理士）

税理士。大学卒業後、会計ソフトのプログラマーとして社会人のキャリアをスタートさせ、上場会社の経理部、都内税理士法人の勤務を続けながら税理士資格を取得。前職では、上場企業やIPOを目指すベンチャー企業からプロ野球選手まで、税務顧問業務を中心に従事。クリエイティブな分野で活躍する公認会計士山内真理事務所に興味を持ち2021年1月に入所。

〔講座概要〕

アーツカウンシル東京 2021年度アーツアカデミー事業

芸術文化創造活動の担い手のための会計・税務講座

～活動を継続するための“おかね”のいろは～

主催	公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京
講師・企画監修	公認会計士山内真理事務所／株式会社THNKアドバイザー
運営事務局	特定非営利活動法人舞台芸術制作者オープンネットワーク
開催日・内容	2021年9月29日 特定非営利活動法人（NPO法人）編 2021年10月19日 一般社団法人編 2021年11月2日 個人編 2021年11月8日 個人編 2021年11月19日 任意団体（法人化検討団体含む）編 2021年11月30日 任意団体（法人化検討団体含む）編 2021年12月2日 営利法人（株式会社、合同会社）編

アートの会計・税務に困ったらひらく本

芸術文化創造活動の担い手のための会計・税務講座 Q&A 63選

発行日 2023（令和5）年3月31日

改訂 2025（令和7）年3月31日

監修 公認会計士山内真理事務所／株式会社THNKアドバイザー

執筆 山内真理（公認会計士・税理士）、伊沢成貴（税理士）、飯塚祐亮（税理士）、
杉山雅彦（公認会計士・税理士）、谷夏比古（税理士）

編集担当 石戸谷聡子、今野真理子（アーツカウンシル東京）

編集 中田一会、遠藤ジョバンニ（きてん企画室）

協力 五藤真、田中克典、中山恭一、島田真吾（countroom）

デザイン 畑ユリエ

印刷 深雪印刷

発行 公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京

〒102-0073 東京都千代田区九段北4丁目1-28 九段ファーストプレイス5階・8階

TEL:03-6256-8430 FAX:03-6256-8828

<https://www.artscouncil-tokyo.jp/>

©公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京 ※無断転載を禁じます